

国際戦略トータルプラン

－ 国際課税の取組の現状と今後の方向 －

平成 28（2016）年 10 月 25 日

国 税 庁

はじめに

- 近年、個人投資家の海外投資や企業の海外取引が増加するなど、経済社会がますます国際化しています。このような中、いわゆる「パナマ文書」の公開や BEPS (Base Erosion and Profit Shifting : 税源浸食と利益移転) プロジェクトの進展などにより、富裕層や海外取引のある企業による、海外への資産隠しのほか、国外で設立した法人や各国の税制・租税条約の違いを利用して税負担を軽減する等の国際的な租税回避行為に対して、国民の関心が大きく高まっている状況にあります。

- 国税庁としては、国内のみならずこうした国際的な動きも十分に視野に入れて適正公平な課税を実現していくことが、国民からの信頼の確保につながるものと考えています。こうした観点から、国税庁では、国際課税への取組を重要な課題と位置付け、情報収集・活用の強化や外国当局との協調等に取り組むとともに、専門体制の整備・拡充を図った上で積極的に調査等を実施しているところ、今回、改めて、国税庁における国際課税の取組の現状と今後の方向を取りまとめた「国際戦略トータルプラン」を公表することといたしました。

- 国税庁では、情報収集・活用の強化、専門体制の整備・拡充及び外国当局との協調等の複数の取組を積極的に推進することにより、富裕層や海外取引のある企業による海外への資産隠しや国際的な租税回避行為に適切に対処するとともに、新たに生じる国際課税上の課題に積極的に対応してまいりたいと考えています。

平成 28 (2016) 年 10 月 25 日
国 税 庁

目次

| | |
|------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| I 国際戦略トータルプランの背景 | 3 |
| II 情報リソースの充実（情報収集・活用の強化） | 6 |
| III 調査マンパワーの充実（専門体制の整備・拡充） | 12 |
| IV グローバルネットワークの強化（外国当局との協調等） | 14 |
| V 富裕層や海外取引のある企業への対応等 | 18 |
| （参考） | 21 |

I 国際戦略トータルプランの背景

経済の高度成長期における海外取引の増大に伴い、海外取引を利用した不正計算が多くみられることとなったことを受け、昭和40年代半ば（1970年代初頭）、国税庁は海外取引に着目した調査を開始しました。

その後、昭和40年代後半（1970年代前半）から、我が国企業の海外進出や対外投資が増大・大型化する一方、外国企業の我が国への進出の活発化を背景に、企業によるいわゆるタックスヘイブンの利用や移転価格操作による租税回避等の問題が OECD（Organisation for Economic Co-operation and Development：経済協力開発機構）や国会でも取り上げられるなど、その対策が問題となりました。

こうした経済社会情勢の変化や国内外における議論に対応するため、税制面では、外国子会社合算税制（昭和53（1978）年度改正）が導入され、その後も、移転価格税制（昭和61（1986）年度改正）及び過少資本税制（平成4（1992）年度改正）が導入されました。

執行面では、昭和57（1982）事務年度^{（注）}の東京、大阪及び名古屋国税局に海外調査を担当する国際調査専門官の新設以降、国際課税の適正な執行に向けた体制の拡充を行ってきました。具体的には、昭和60（1985）事務年度に東京及び大阪国税局に国際調査を行う部署として国際調査課を新設、昭和62（1987）事務年度には東京国税局に移転価格に関する事務を担当する調査情報課を設置するなど、海外取引の多い企業が集中する東京を中心に、大阪、名古屋及び関東信越国税局において国際化に対応するための執行体制の充実・強化に取り組んでいます。

また、平成10（1998）年には、外国為替及び外国貿易管理法の一部改正に伴い、国境を超える資金移動が大幅に活発化すると予測される中で、適正な課税の確保を図る観点から、国外送金等調書制度が創設され、国際的な取引や海外での資産形成などの把握に活用しています。

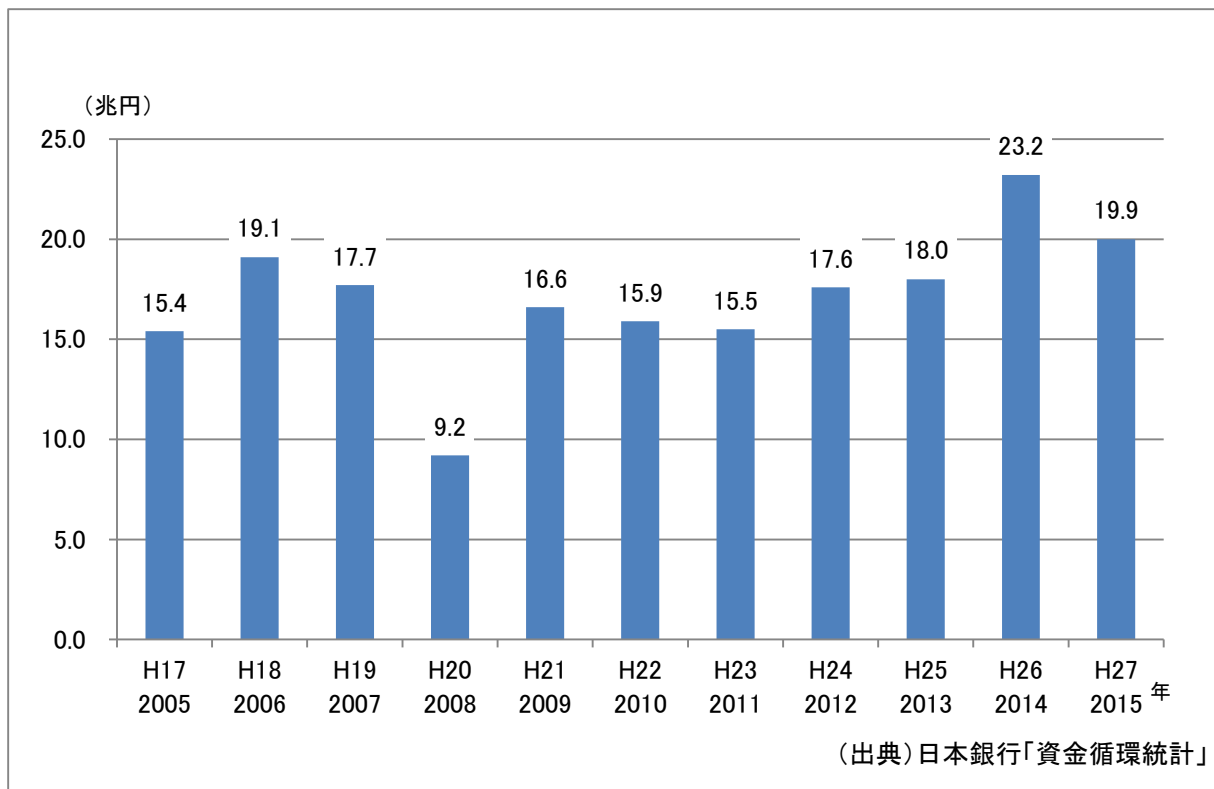
さらに、近年においては、国際取引のすそ野が大企業や多数の海外子会社を有する法人のみならず、富裕層へも広がりを見せたことから、その対応策として、平成14（2002）事務年度に、東京、大阪、名古屋及び関東信越国税局に「国際化対応プロジェクトチーム」を設置し、国際的租税回避スキームの把握、実態解明及び調査等の充実・強化を図るほか、平成21（2009）事務年度には、東京及び大阪国税局に統括国税実査官（国際担当）を設置するなど、執行体制の強化に努めています。

その後も、家計部門からの海外投資や海外の現地法人企業数、国外送金等調書の提出件数が増加していることが示しているように、個人投資家の海外投資や企業の海外進出・海外取引は更に活発化するなど、経済社会がますます国際化しています。このような経済社会の国際化に対応して、国税庁は国際課税への取組を重要な課題として、これまで、調査体制の充実を図り、積極的な調査を実施してきました。

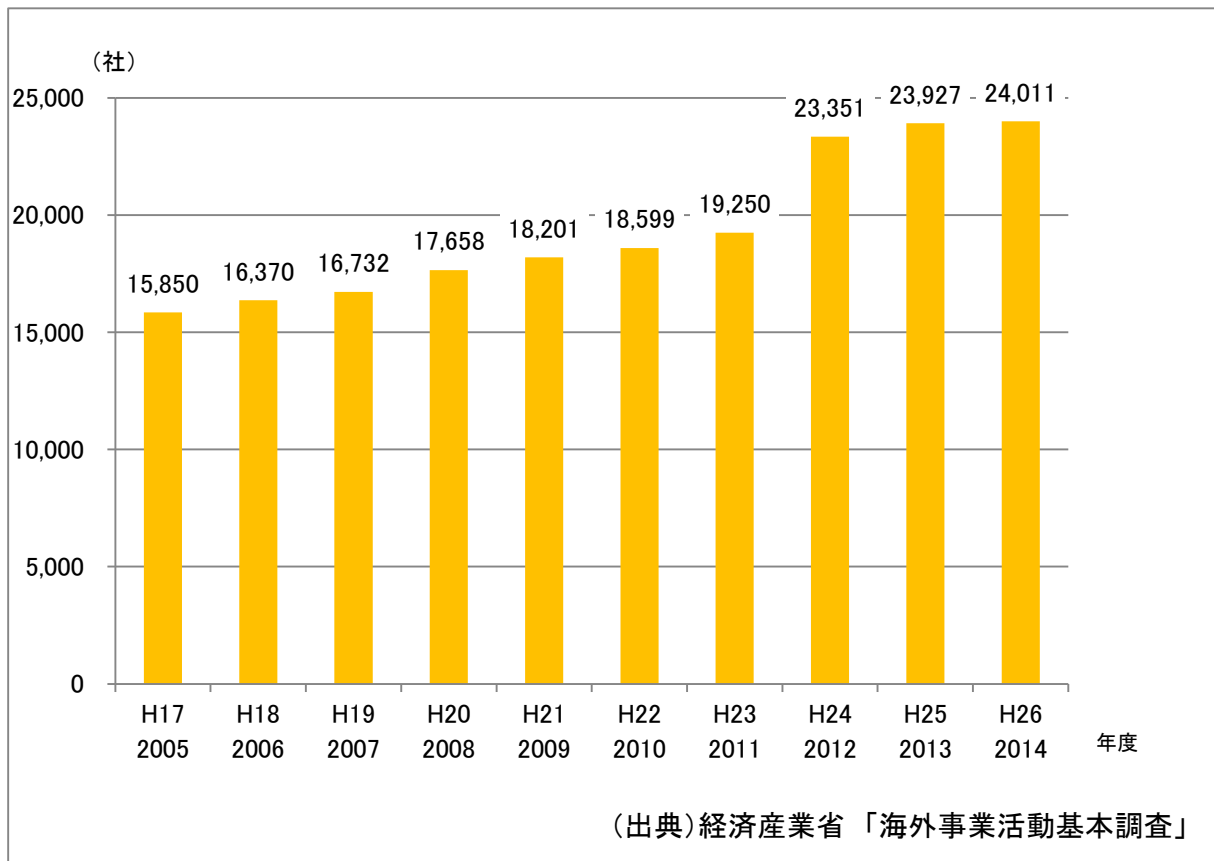
このような取組を行う中で、近時の BEPS プロジェクトの進展や、今年4月のいわゆる「パナマ文書」の公開など、富裕層や海外取引のある企業などによる国際的な租税回避行為等に対して、国民の関心が大きく高まっている状況にあります。「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことを使命とする国税庁としては、より一層、国際課税に対する取組の重要性が高まっていると考えています。

（注）「〇事務年度」とは、〇年7月から翌年6月末までの期間をいいます。

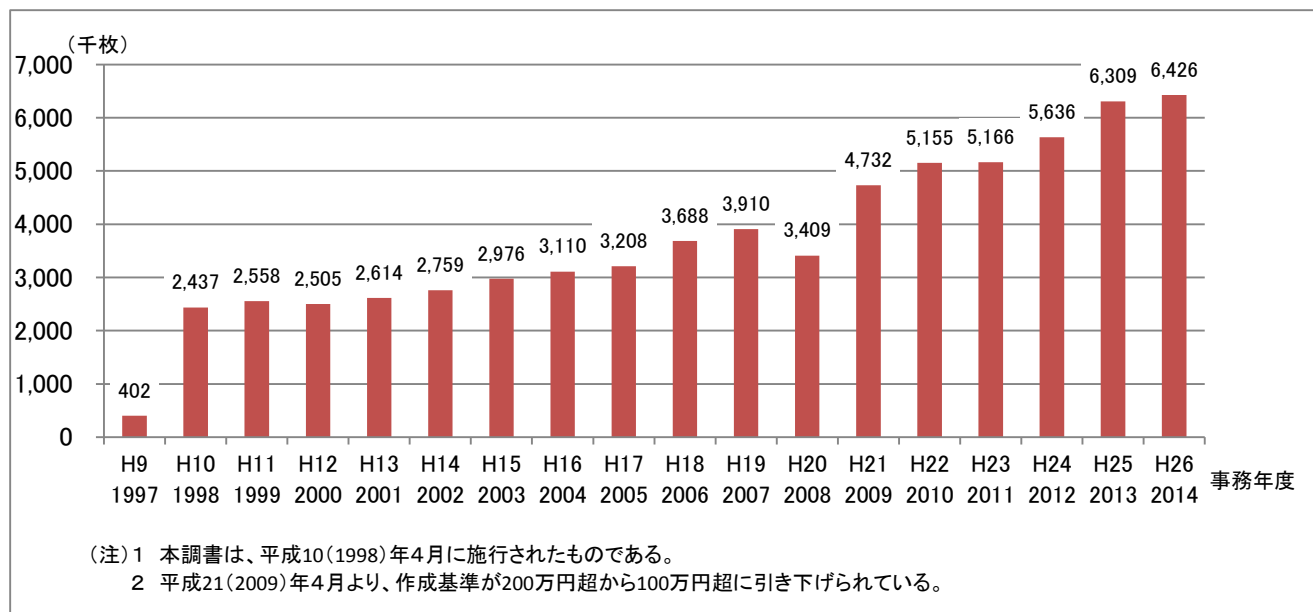
(図1)【家計部門からの海外投資(対外証券投資)金額】



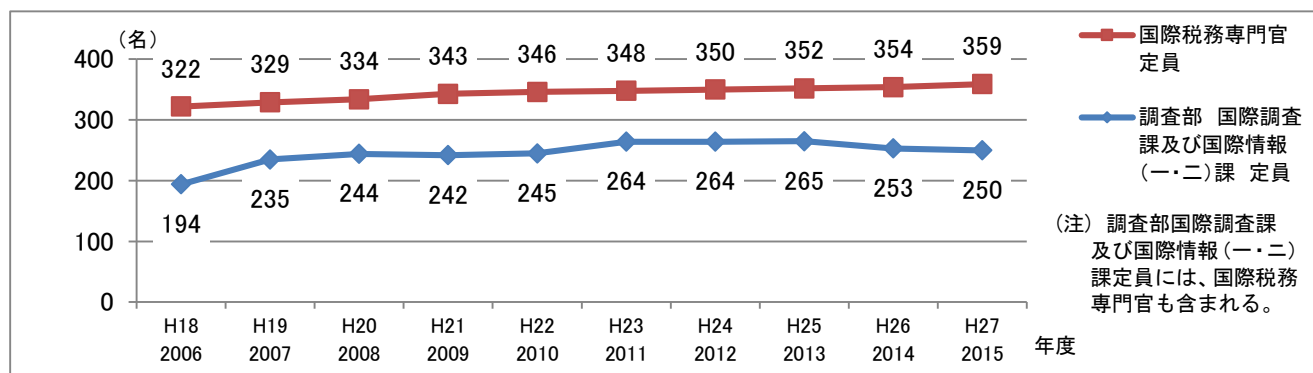
(図2)【現地法人企業数】



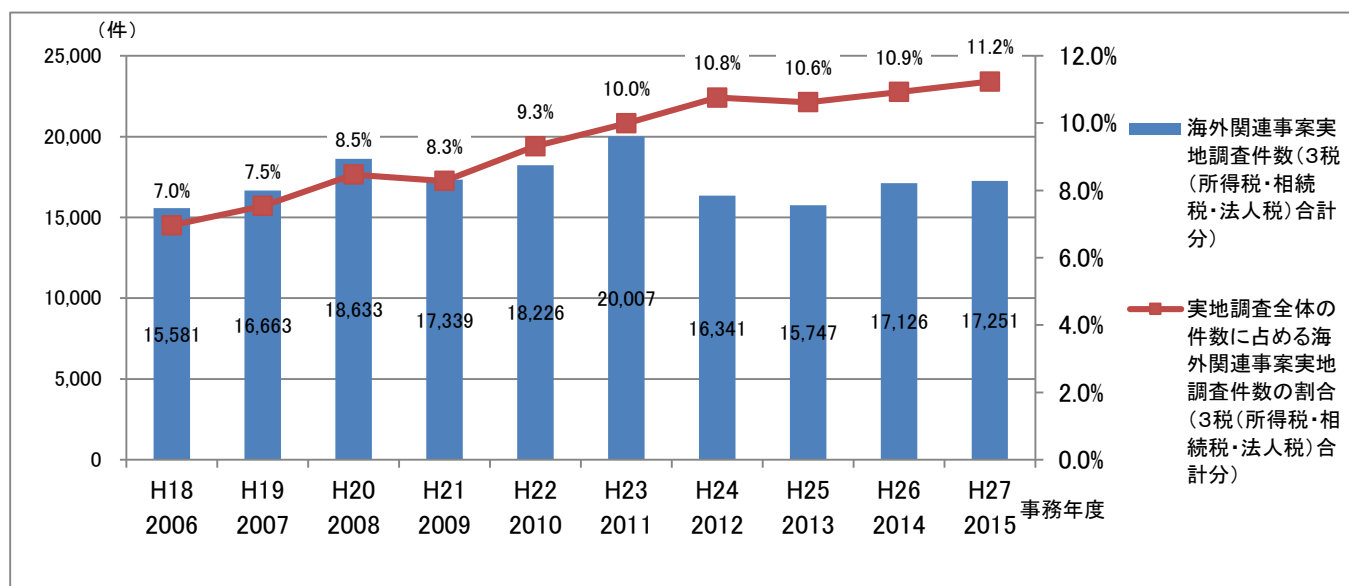
(図3) 【国外送金等調書提出枚数】



(図4) 【国際税務専門官及び国際調査課等の定員】



(図5) 【海外関連事案調査実績】



Ⅱ 情報リソースの充実（情報収集・活用の強化）

個人や企業が行う海外取引については、その把握が難しく、国内で入手できる情報だけでは事実関係を十分に解明できないことがあります。このため、国境を越えた経済活動から生じる所得を捕捉し、適正な課税を実現するための手段として、国外送金等調書や租税条約等に基づく情報交換等の制度を積極的に活用し、情報収集の強化に努めています。

また、今後、非居住者の金融口座情報の自動的交換の制度が新たに開始されるため、更に有効な情報の収集が可能になることが見込まれます。

1 国外送金等調書の活用

国外送金等調書制度は、所得税・法人税・相続税その他の内国税の適正な確保を図ることを目的として、平成 10（1998）年 4 月に施行されました。

本制度により、国外への送金及び国外から受領した送金の金額が 100 万円を超えるものについて、送金者及び受金者の氏名・住所、個人番号・法人番号、取引金額、取引の年月日や相手方の氏名・住所等を記載した調書を、取引を行った日の翌月末までに、送金等を行った金融機関が税務署に提出する必要があります。

なお、平成 26（2014）事務年度における国外送金等調書の提出枚数は約 643 万枚となっています。

また、本制度には、調書の適正な提出を促すため、国外送金等を行う者が金融機関に提出すべき告知書（氏名・住所、個人番号・法人番号、送金原因等を記載した書面）を提出しなかった場合又は告知書に偽りの記載をして提出した場合、金融機関が税務署に国外送金等調書に偽りの記載をして提出した場合又は提出期限までに提出しなかった場合には、罰則（1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）が設けられています。

国税庁では、調書の情報を申告状況等に照らして確認することにより、海外取引に係る収入金額の除外、海外に保有する資産の隠ぺいなど、海外取引に関連した不正発見の端緒をつかむためのツールとして活用しています。

2 国外財産調書及び財産債務調書の活用

(1) 国外財産調書（参考 1）

国外財産に係る所得税や相続税の課税の適正化を図るため、国外財産の保有状況について提出を求める国外財産調書制度が平成 26（2014）年 1 月に施行されました。

本制度により、その年の 12 月 31 日において、価額の合計額が 5,000 万円を超える国外財産を有する者は、その国外財産の種類、数量、価額などを記載した調書を翌年の 3 月 15 日までに提出する必要があります。

なお、平成 27（2015）年分の国外財産調書の提出件数は、約 8,900 件（平成 28（2016）年 6 月末現在）となっています。

また、本制度には、適正な提出を確保するためのインセンティブ措置として、①国外財産調書に記載された国外財産に係る所得税及び相続税の申告漏れが生じたときであっても、その国外財産に係る過少申告加算税等が 5% 軽減される、②国外財産調書の提出がない場合又

は提出された国外財産調書に記載のない国外財産に係る所得税の申告漏れが生じたときには、その国外財産に係る過少申告加算税等が5%加重される特例が設けられています。

なお、平成27(2015)年1月1日以後に提出すべき国外財産調書について、偽りの記載をして提出した場合又は正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった場合には、罰則(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)が設けられています。

(2) 財産債務調書

所得税や相続税の申告の適正性を確保する観点から、財産及び債務の明細書の見直しが行われ、新たに財産債務調書として整備され、平成28(2016)年1月に施行されました。

本制度により、その年の所得金額が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において価額の合計額が3億円以上の財産又は価額の合計額が1億円以上の有価証券等(国外転出時課税の対象となる財産)を有する者は、財産の種類、数量、価額や債務の金額などを記載した調書を翌年の3月15日までに提出する必要があります。

なお、平成27(2015)年分の財産債務調書の提出件数は、約75,000件(平成28(2016)年6月末現在)となっています。

この制度にも、国外財産調書と同様のインセンティブ措置として、①財産債務調書に記載された財産又は債務に関して、所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、過少申告加算税等が5%軽減される、②財産債務調書の提出がない場合又は提出された財産債務調書に記載のない財産又は債務に係る所得税の申告漏れが生じたときには、過少申告加算税等が5%加重される特例が設けられています。

(3) 両調書の適正な提出に向けた取組

国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp>)に制度の概要を記載したパンフレットやFAQなどを掲載するほか、提出義務があると見込まれる者に対してパンフレットの送付を行うなど、あらゆる機会を通じて制度の周知を図っており、引き続き、制度の広報及び周知に努めていくこととしています。

また、今後とも、適正に調書を提出した者との間に不均衡が生じないように、提出義務があると見込まれながら、調書が未提出である者に対して、文書照会等を行っていくこととしています。

国税庁では、これらの調書制度の適正な執行を通じて、所有する財産から生じる所得税等の適正申告を促しつつ、所有する財産に係る課税の一層の適正化を図っています。

3 租税条約等に基づく情報交換

(1) 租税条約等のネットワークの拡大(参考2)

海外取引に関しては、我が国の執行権が相手国内に及ばないことから、租税条約には税務当局間での情報交換規定が置かれ、納税者の取引の実態、配当や不動産所得等の状況に関する各国の税務当局間での情報提供に係る協力体制を確立し、租税回避等への対応を可能にしています。

現在、オフショア金融センター^(注)を有する軽課税国・地域等(いわゆるタックスヘイブ

ン)などの租税条約を締結していない国との間でも、二国間の情報交換協定や多数国間の税務行政執行共助条約の規定に基づく情報交換により、適正・公平な課税に必要な情報を国外から入手することが可能となっています。最近ではパナマとの情報交換協定が署名されるなど(平成28(2016)年10月現在未発効)、特に近年、情報交換のネットワークの拡大・強化が図られ、平成28(2016)年10月現在、66の租税条約等(100か国・地域)が発効しています。

(注) オフショア金融センターとは、一般に、内部経済の大きさには釣り合いな規模で外国法人や非居住者に対する金融サービスを提供する国・地域のことをいいます。通常は税率も低いことから、いわゆるタックスヘイブンとも重なっており、金融規制が緩く様々な投資スキームが組成し易いとも言われています。

(2) 3類型による情報交換(参考3)

租税条約等に基づく情報交換には、「要請に基づく情報交換」、「自発的情報交換」及び「自動的情報交換」の3つの類型があります。

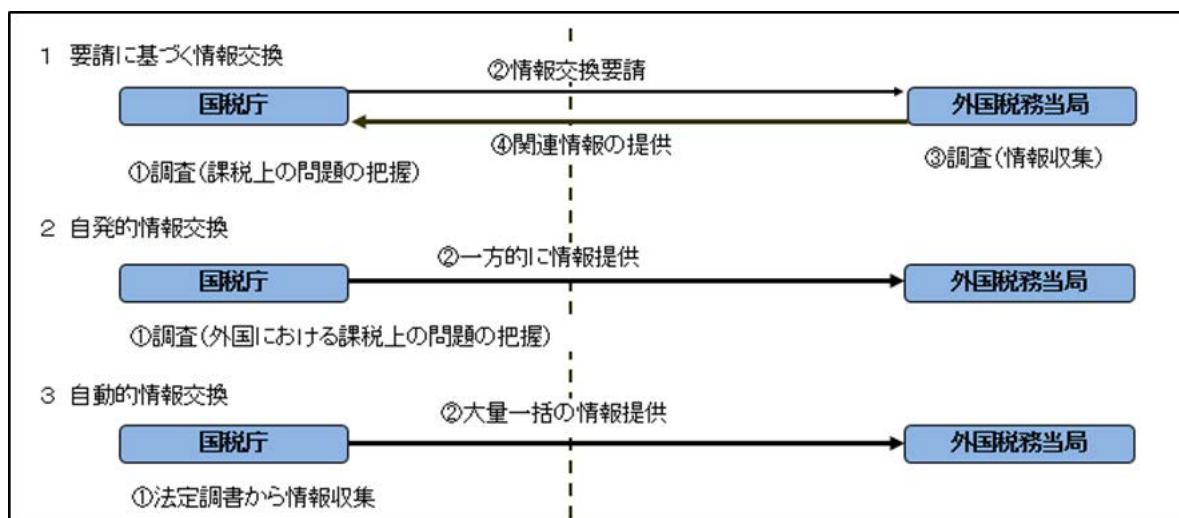
「要請に基づく情報交換」は、個別の納税者に対する調査において、国内で入手できる情報だけでは事実関係を十分に解明できない場合に、条約等締結相手国・地域の税務当局に必要な情報の収集・提供を要請するものです。「要請に基づく情報交換」を利用することにより、外国税務当局から、外国法人の決算書及び申告書、登記情報、契約書、インボイス、銀行預金口座、外国法人における経理処理が分かる資料のほか、外国税務当局の調査担当者が取引担当者に直接ヒアリングした内容などの情報が提供されており、調査に活用されています。調査担当者が相手国の担当者に直接会って、調査事案の詳細や解明すべきポイントなどについて説明・意見交換を行う情報交換ミーティングを開催することなどにより、情報交換の効果的・効率的な実施に努めています。

このほか、自国の納税者に対する調査等の際に入手した情報で外国税務当局にとって有益と認められる情報を自発的に提供する「自発的情報交換」及び法定調書等から把握した非居住者等への支払等(配当、不動産所得、無形資産の使用料、給与・報酬、キャピタルゲイン等)に関する情報を、支払国の税務当局から受領国の税務当局へ一括して送付する「自動的情報交換」があります。

なお、平成27(2015)事務年度の情報交換件数は年間30万5千件に達しています。

租税条約等のネットワークは今後も拡大が見込まれ、引き続き、情報交換の一層の効果的・効率的な実施及び活用を図ります。

(図6)【税務当局間の情報交換のイメージ】



4 CRS (共通報告基準) による金融口座情報の自動的交換 (参考4)

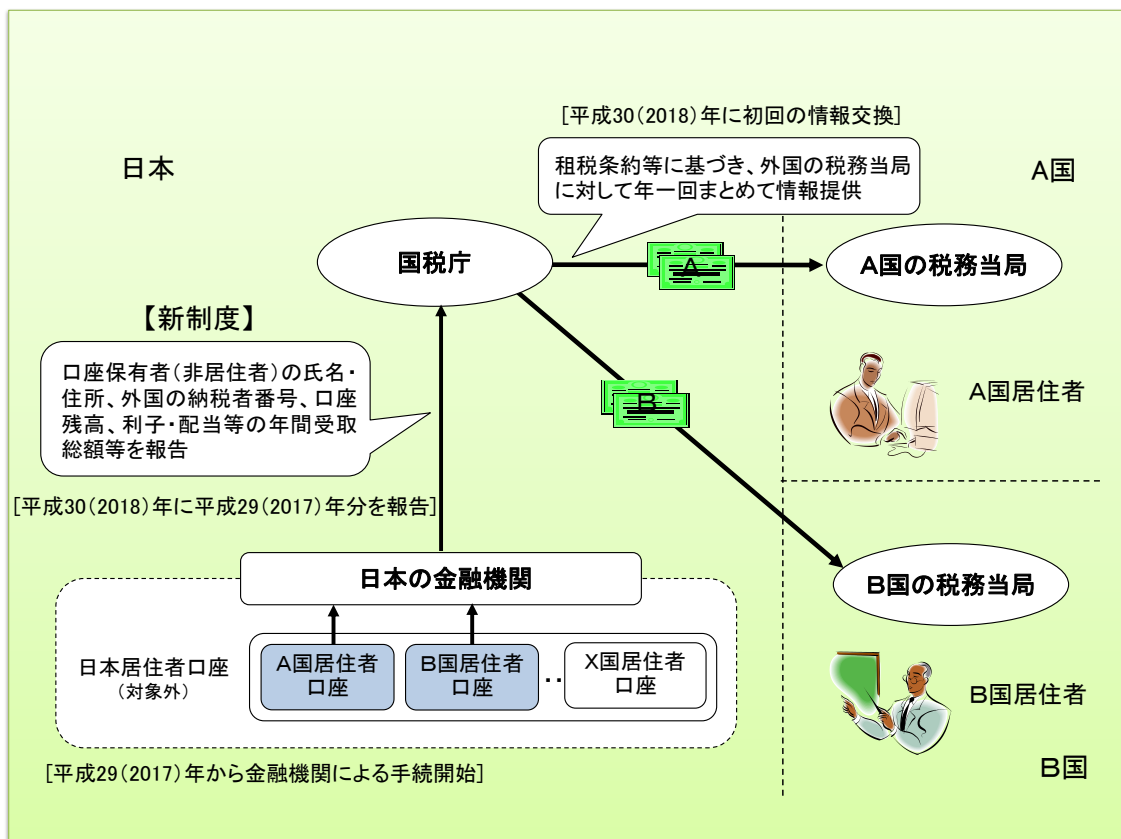
「自動的情報交換」については、外国の金融機関等を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するため、平成26(2014)年にOECDにおいて、非居住者の金融口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準である「CRS (Common Reporting Standard: 共通報告基準)」が公表されました。平成28(2016)年10月現在、オフショア金融センターを含む101か国・地域の税務当局がその実施を約束しています。

今後、各国の税務当局はこの基準に基づき、①自国に所在する金融機関等から非居住者が保有する金融口座情報(氏名・住所、個人番号・法人番号、口座残高、利子・配当等の年間受取総額等)の報告を受け、②租税条約等の情報交換規定に基づきその非居住者の居住地国の税務当局との間でその情報を提供し合うこととなります。

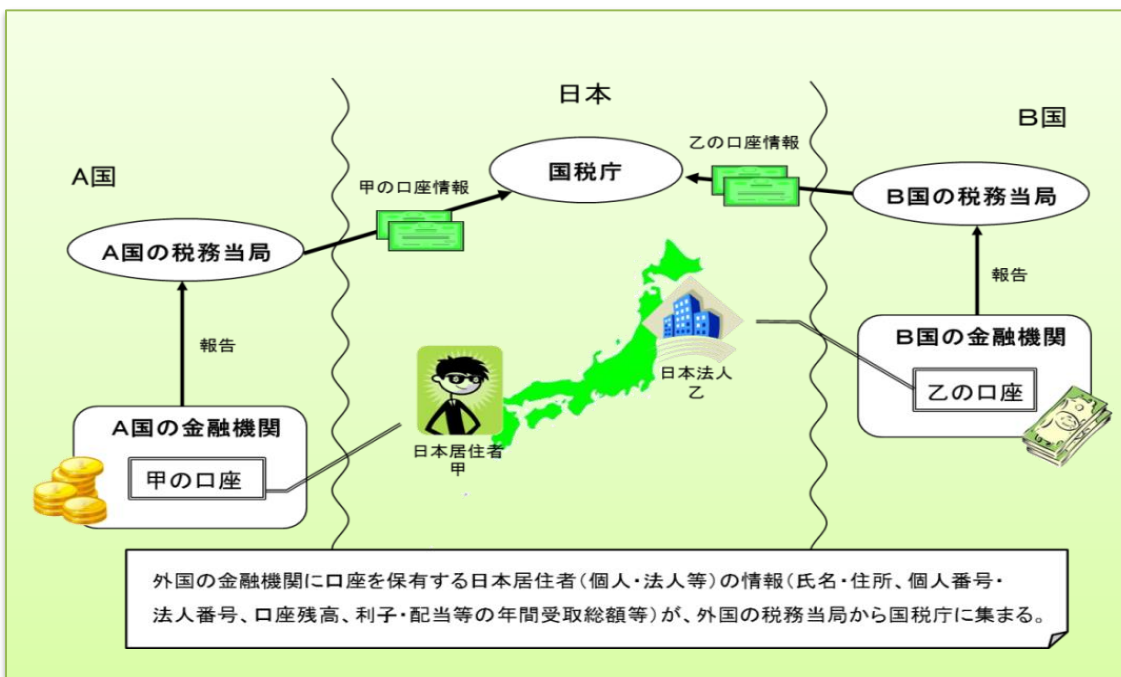
我が国では、平成30(2018)年9月までに、外国の税務当局への情報提供を開始するとともに、諸外国からもその国の金融機関等に保有されている日本居住者の金融口座情報の提供が開始されることから、国税庁としては、適正な課税を実現するために有効な情報として活用することとしています(次頁イメージ図参照)。

(図7) 【CRSによる金融口座情報の自動的交換のイメージ】

[日本から外国への情報提供]



[外国から日本への情報提供]



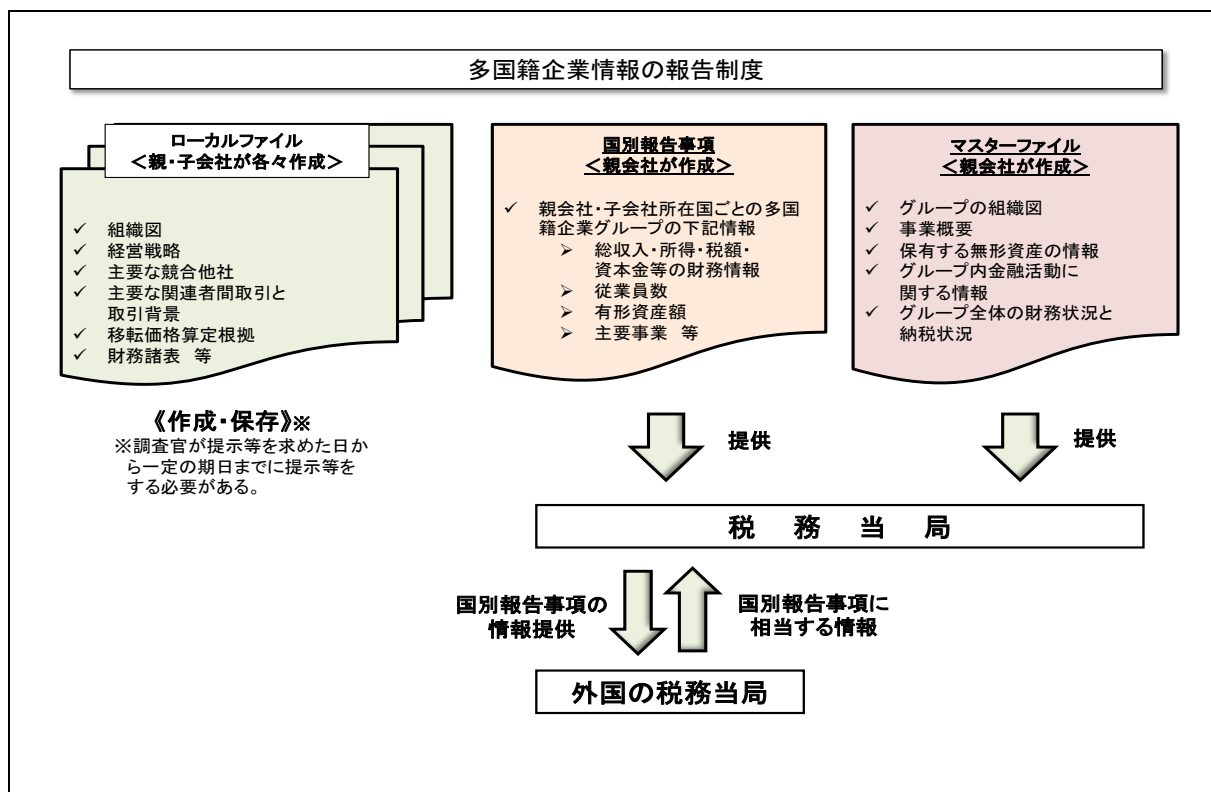
5 多国籍企業情報の報告制度の創設

多国籍企業のグローバルな活動・納税実態を把握するため、BEPS プロジェクトの勧告を踏まえ、平成 28（2016）年度税制改正において、多国籍企業グループの国ごとの活動状況に関する情報（「国別報告事項」）、多国籍企業グループのグローバルな事業活動の全体像に関する情報（「事業概況報告事項（マスターファイル）」）及び関連者との取引における独立企業間価格を算定するための詳細な情報（「ローカルファイル」）を税務署に提供（又は作成・保存）することが義務付けられました。

国別報告事項及びマスターファイルについては、直前の会計年度における総収入金額 1,000 億円以上の多国籍企業グループの最終親会社等は、その親会社等の会計年度の終了の日の翌日から 1 年以内に、国税電子申告・納税システム（e-Tax）により提供することとされました（平成 28（2016）年 4 月 1 日以後に開始する最終親会社等の会計年度から適用）。このうち、国別報告事項は、租税条約等の自動的情報交換に基づき、多国籍企業グループの構成会社等の居住地国の税務当局に情報提供することになりました。我が国では、平成 30（2018）年 9 月までに、外国の税務当局への情報提供を開始するとともに、諸外国からも国別報告事項に相当する情報の提供が開始されることとなります。

また、一の国外関連者との取引について、前事業年度における取引の合計金額が 50 億円以上又は無形資産取引の合計金額が 3 億円以上である法人は、ローカルファイルを確認申告書の提出期限までに作成又は取得し、保存しなければならないこととされました。このローカルファイルは、調査官が提示又は提出を求めた日から一定の期日までに提示又は提出する必要があります（平成 29（2017）年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用）。

（図 8）【多国籍企業情報の報告制度のイメージ】



Ⅲ 調査マンパワーの充実（専門体制の整備・拡充）

国税庁では、複雑・多様化する海外取引及び国際的租税回避に対応するため、国際課税に関する調査を専門的に行う部署を設置し、必要な人員の配置を行って調査体制の充実・強化を図っています。

特に、国際的租税回避については、東京、大阪、名古屋及び関東信越の各国税局に設置された統括国税実査官等が中心となって、各種情報の収集・分析や調査事案の企画を行っています。また、富裕層に関する情報収集機能を更に強化するという観点から、東京、大阪及び名古屋の各国税局に重点管理富裕層プロジェクトチーム（富裕層 PT）を設置しています。

さらに、国際課税に係る法令の適切な解釈・適用や複雑・高度化する金融商品等に対する課税上の問題点の解明等を的確に行うため、弁護士や金融機関出身者などの専門家を採用し、東京、大阪及び名古屋の各国税局の調査部に配置するとともに、平成 29（2017）年度機構・定員要求において、国際課税に関する対応策の検討、指導及び監督を担う国税庁国際課税企画官（仮称）の新設並びに局又は署における統括国税実査官（国際担当）や国際税務専門官の増設を要求しています。

1 専門部署の取組等

(1) 国税局統括国税実査官（国際担当）及び国際調査課（参考 5）

東京・大阪などの国税局に設置されている統括国税実査官（国際担当）及び国際調査課においては、様々な事業体・金融商品や各国の税制・租税条約の違いなどを利用した国際的租税回避に的確に対応するため、資料情報を収集・分析の上、課税上の問題点を多角的に検討した上で国際的租税回避事案の調査企画を担うほか、複雑な海外取引に係る調査手法の研究・開発を専門的に行っています。

(2) 国税局・税務署国際税務専門官

国際税務専門官は国際課税に係る幅広い知識と経験を有しており、それぞれの部署において、国際的な税務上の問題が潜在する事案の発掘、調査選定に関与するとともに、自らも積極的に税務調査を実施しています。

なお、他の職員が調査している事案において国際課税上の非違が把握された場合などには、必要に応じて調査支援も実施しています。

また、国際税務専門官が中心となって OJT 研修を行うことで、税務職員全体の海外取引調査に係る能力の向上に努めています。

(3) 重点管理富裕層プロジェクトチーム（富裕層 PT）の設置

従来から行っている富裕層に対する取組（下記 V 1 参照）に加えて、富裕層に関する情報収集機能を更に強化するという観点から、平成 26（2014）事務年度より、東京、大阪及び名古屋の各国税局に重点管理富裕層プロジェクトチーム（富裕層 PT）を設置しています。富裕層 PT は、国際課税にも精通し、豊富な調査経験を有する統括国税実査官（国際担当）を中心に構成されています。

この富裕層 PT では、富裕層の中でも特に多額の資産を保有していると認められる納税者を重点管理富裕層とし、その関係者や主宰法人、関連する法人を管理対象者グループとして一体的に管理して情報を収集した上で、その情報の分析・検討を行っています。富裕層 PT による分析の結果、調査が必要と認められた場合には、調査対象者の態様に応じ、複数の調査担当部署による連携調査を始めとした組織的な調査体制を編成し、関係部署と十分な連絡をとった上で、総合的な調査を的確に企画・実施しています。

(4) 弁護士や金融機関出身者等の専門家（任期付職員の採用）

東京、大阪及び名古屋の各国税局において、弁護士や金融機関出身者などの専門家を採用し、国際課税に係る法令の適切な解釈・適用や複雑・高度化する金融商品等に対する課税上の問題点の解明等を的確に行っています。

(5) 研修の実施、人材の育成

国際課税に係る研修を通じて、課税上の問題が潜在する事例、有効であった調査手法及び最新のビジネスモデルの税務上の取扱いなどについて、広く知見の共有を行うことにより、経済社会の国際化に対応した人材の育成に努めています。

2 今後の体制整備等

国税庁では、平成 29（2017）年度機構・定員要求において、国際的租税回避等に適切に対応する観点から、国際課税に関する対応策の検討、指導及び監督を行い、国際課税における司令塔の役割を担う国税庁国際課税企画官（仮称）の設置を要求しています。

また、既に設置されている国税局統括国税実査官（国際担当）や国税局及び税務署の国際税務専門官の増設を要求するとともに、国際課税に係る専担者等の増員を要求しているところであり、上記取組を着実に推進することとしています。

なお、上記富裕層 PT については、平成 29（2017）事務年度からの全国的な実施に向けた検討を進めています。

IV グローバルネットワークの強化（外国当局との協調等）

国境を越えた経済活動がますます活発化するなか、適正・公平な課税を確保するためには、外国当局との協調が不可欠です。国税庁は、前述の租税条約等に基づく情報交換を実施するほか、BEPS や税の透明性に関する国際的な議論に積極的に対応するとともに、徴収共助制度の活用や相互協議の促進など、外国当局との連携の強化に努めています。

1 租税条約等に基づく情報交換（上記Ⅱ 3 再掲）

2 CRS（共通報告基準）による金融口座情報の自動的交換（上記Ⅱ 4 再掲）

3 国際的な枠組みへの参画

(1) 国際合意の形成と履行

BEPS プロジェクトは、近年のグローバルなビジネスモデルの構造変化により生じた多国籍企業の活動実態と各国の税制や国際課税ルールとの間のずれを利用することで、多国籍企業とその課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っている問題に対処するため、OECD において平成 24（2012）年に立ち上げられました。

BEPS プロジェクトには、OECD 加盟国のみならず、OECD 非加盟の G20 メンバー 8 か国も参加し、15 の行動について議論を行った結果、平成 27（2015）年 10 月に最終報告書が公表され、同年 11 月に G20 サミットに報告されました。

最終報告書では、国際課税ルール全体を見直すことにより、多国籍企業による国際的租税回避に対処し、各国政府・多国籍企業の透明性を高めるための、様々な勧告がなされており、今後、各国は勧告の内容を踏まえ、必要な法整備及び租税条約の改正を行うとともに適切に実施していく必要があります。

国税庁は、財務省とともに、勧告内容の円滑な実現に向けて積極的に取り組んでいるところです。例えば、「行動 1」に関連するものとしては、平成 27（2015）年度税制改正において、国内外の事業者間の競争条件の不均衡を是正する観点から、平成 27（2015）年 10 月以降、国外の事業者が国境を越えて行う電子書籍・音楽・広告の配信等の電子商取引に消費税を課すこととされました。国税庁では、この制度の円滑な実施のため、関係省庁と連携し、国外事業者が加入する経済団体等へ改正内容の周知依頼を行うとともに、これらの団体や在京大使館を対象とした説明会への講師派遣等を行いました。

また、「行動 5」では、相互協議を伴わない事前確認のような企業と税務当局間の事前合意について関係国に自発的に情報を提供することとされていることから、国税庁は、既存の情報交換の枠組みを用いて既に相互協議を伴わない事前確認に関する情報交換を実施しています。

加えて、「行動 13」に関連して、平成 28（2016）年度税制改正において、移転価格税制に係る文書化制度の整備が行われました。この制度の円滑な実施のため、国税庁では、企業が作成すべき文書の例示集の公表や各国税局に相談窓口を設置し、文書作成上の留意点

などに関して個別企業の相談に応じる等により周知及び相談対応を行っています。

さらに、「行動 14」についても、相互協議の効果的・効率的な実施のための「ミニマムスタンダード」の履行に取り組んでいます（下記 5 参照）。

(図 9) 【BEPS プロジェクトにおいて議論された 15 の行動】

| | |
|------------------------------|---------------------------------|
| 行動 1：電子経済の課税上の課題への対処 | 行動 2：ハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化 |
| 行動 3：外国子会社合算税制の強化 | 行動 4：利子控除制限ルール |
| 行動 5：有害税制への対抗 | 行動 6：租税条約の濫用防止 |
| 行動 7：恒久的施設認定の人為的回避の防止 | 行動 8：無形資産取引に係る移転価格ルール |
| 行動 9：リスクと資本に係る移転価格ルール | 行動 10：他の租税回避の可能性の高い取引に係る移転価格ルール |
| 行動 11：BEPS の規模・経済的効果の分析方法の策定 | 行動 12：義務的開示制度 |
| 行動 13：多国籍企業の企業情報の文書化 | 行動 14：相互協議の効果的実施 |
| 行動 15：多数国間協定の策定 | |

(2) OECD等における取組への積極的な参画

今後、OECD では、BEPS プロジェクトの最終報告書の勧告内容及び租税条約等に基づく情報交換の各国における実施状況について相互審査が行われることになっています。

最終報告書の勧告については、これを更に広範な新興国・途上国に広めるとともに、各国の実施状況をモニタリングする観点から、新たに「BEPS 包摂的枠組み」(Inclusive Framework on BEPS) が組織され、平成 28 (2016) 年 10 月現在、我が国を含む 86 かが「BEPS 包摂的枠組み」に参加しています。

租税条約に基づく情報交換については、135 の国・地域が参加する「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム」において各国・地域の法制と執行について相互審査が行われます。

また、OECD 加盟国のほか主要な非加盟国の税務当局の長官クラスが参加して税務行政に係る各国の経験やベストプラクティスの共有を行う OECD の「税務長官会議」(FTA: Forum on Tax Administration) においても、BEPS、CRS 及びこれらを踏まえた各国税務当局のキャパシティ・ビルディング（技術支援による能力向上）について税務当局としての対応を検討しています。

最終報告書の勧告内容や情報交換は各国が適切に実施をして初めて効果を発揮することから、国税庁としては、引き続きこれらの取組に積極的に参画するとともに、更に多くの国が参加するよう働きかけを行っていきます。

なお、「税務長官会議」における「情報共有と協働のための合同国際タスクフォース」(JITSIC: Joint International Taskforce on Shared Intelligence and Collaboration) では、多国間での情報交換に係る協力が行われ、いわゆる「パナマ文書」等に関する協働も行われています。国税庁は、こうした取組にも積極的に参画していきます。

4 徴収共助制度の活用

租税を徴収するための権限は自国の領域外で行使することができないため（執行管轄権の制約）、滞納者が海外に財産を有している場合でも、我が国の税務当局がその財産について滞納処分を執行することはできません。

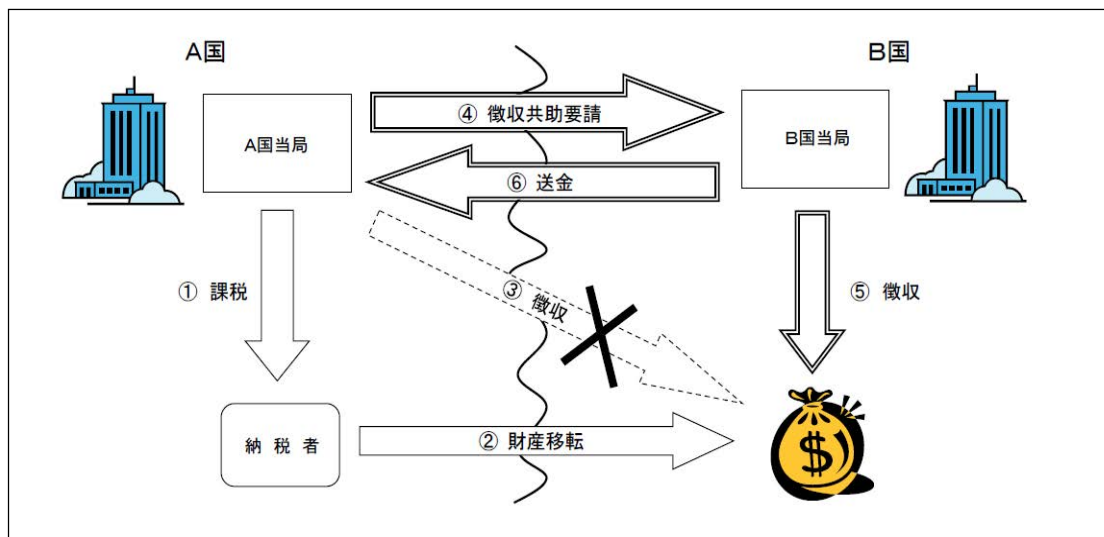
しかし、財産の所在地国が税務行政執行共助条約（いわゆる「マルチ条約」）又は「徴収共助」の規定を含む租税条約の締約国である場合には、締約国の税務当局が協力して互いに相手国の租税を徴収する「徴収共助」の枠組みにより対処することができます。

我が国においては、マルチ条約が平成 25（2013）年 10 月に発効し、平成 28（2016）年 10 月現在、マルチ条約の締約国は我が国を含め 65 か国となっています。このうち、徴収共助を実施することとしているのは 48 の国・地域です。また、既存の二国間条約に徴収共助の規定を追加する条約改正が順次行われるなど、徴収共助のネットワークが拡充しています。

国税庁では、保有する各種資料情報や租税条約に基づく情報交換制度を活用して滞納者の国外財産の保有情報などの的確な把握に努めており、国内財産から徴収することができない場合には、徴収共助の制度を積極的に活用して国際的な租税の徴収に取り組むこととしています。

- （注） 1 マルチ条約及び一部の二国間条約には、徴収共助の対象となる国税の課税期間に制約があります（マルチ条約は平成 26（2014）年 1 月以降の課税期間に係る国税に限られる。）。
- 2 徴収共助は、自国内でとり得る徴収措置を尽くしていることなどの一定の要件に該当する場合に要請することができます。

（図 10）【徴収共助の仕組み】



5 相互協議の促進

国際化が進み、個人や企業が海外へ進出すると、日本と進出先の国の双方から課税される二重課税が生じる場合があります。国税庁では、租税条約に基づく税務当局間の相互協議を実施し、こうした国際的な二重課税問題の解決に努めています。

相互協議とは、納税者が租税条約の規定に適合しない課税を受け、又は受けると認められる

場合において、その条約に適合しない課税を排除するため、税務当局間で解決を図るための協議手続です。我が国においては、平成28（2016）年10月現在、60の租税条約（適用対象は71か国・地域）において、相互協議に関する規定が置かれています。

相互協議を通じた国際的な二重課税の排除は投資交流の促進につながることから、これまで国税庁では相互協議事案の適切かつ迅速な処理に向けて積極的に取り組んできました。具体的には、要員の確保など体制を充実させるとともに、各国の税務当局との協力関係を一層深めて機動的かつ円滑な協議の実施を図っています。また、新興国に対しては技術協力を活用した相手国の体制整備等を通じて相互協議の進捗を図るなど、多面的な対応を行っています。

今後も、国税庁では、相互協議事案の適切・迅速な解決に向け、要員の確保など体制の充実を図るとともに、各国税務当局との二国間の協力関係を一層深め、機動的かつ円滑な協議の実施に取り組めます。また、相互協議を促進する上では、OECD等の多国間の枠組みにおける国際的な協調も必要です。BEPSプロジェクトの「行動14」では、相互協議を一層効果的・効率的に実施するために各国が最低限遵守すべき基準として、17項目からなる「ミニмумスタンダード」^(注)が設けられおり、今後各国における履行状況をモニタリングすることで実効性を確保することとしています。我が国では既に「ミニмумスタンダード」の内容が基本的に実施済みとなっているため、今後はできる限り多くの国が実施するよう積極的に働きかけを行います。

(注)「ミニмумスタンダード」に規定されている主な項目は以下のとおりです。

- ・各国は平均 24 か月以内に相互協議事案（事前確認を除く。）を解決するよう努力すること
- ・各国は OECD の相互協議フォーラムを通じて共同で策定する報告書の枠組みに従って、統計を適時報告すること
- ・各国は相互協議を利用するための規則、ガイドライン等を公表すること

V 富裕層や海外取引のある企業への対応等

1 富裕層への対応（参考6）

富裕層については、資産運用等から生じる所得の割合が高く、その資産運用等が多様化・国際化していることを踏まえ、運用益等に適正に課税するとともに、将来の相続税の適正課税に向けて、情報の蓄積を図る必要があります。例えば、海外にある資産については、税務当局による把握が難しいと考え、海外にある資産から生じた所得に係る所得税や海外にある資産に係る相続税を不正に免れるといった事例が把握されています。加えて、富裕層は、弁護士や税理士といった専門家や富裕層向けにサービスを提供する金融機関が組成した複雑な取引の組合せにより税負担を軽減・回避しようとする場合があります。

このような富裕層に対して適正な課税が行われているかどうかは、それ以外の納税者の税に対する公平感に大きな影響を及ぼすことになります。

そのため、国税庁においては、富裕層への取組を重点課題として掲げ、積極的に資料情報の収集、調査等を実施することとしています。その結果、平成 27（2015）事務年度においては、516 億円に上る富裕層の申告漏れ所得金額を把握し、このうち 168 億円^(注)が海外投資などを行っている富裕層に係る調査で把握されました。

国税庁としては、今後も富裕層について、国外送金等調書をはじめとした様々な情報を収集するなどして的確に管理するとともに、課税上の問題が認められる場合には積極的に調査を実施していくこととしています。

なお、平成 30（2018）年 9 月から、諸外国からその国の金融機関等に保有されている日本居住者の金融口座情報が提供されることとなり、国税庁においては、海外にある金融資産の把握に活用することとしています。

（注）国内取引に係る申告漏れ所得金額を含む。

(1) 富裕層に対する管理・情報収集

有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な者などの、いわゆる「富裕層」に対して、的確な管理が行われるよう、税務署の個人課税部門と資産課税部門が連携・協調を図り、所得税だけでなく、相続・贈与税に関する各種資料情報の収集等を効率的に実施しています。

(2) 調査体制

富裕層については、生前贈与や主宰する法人との取引等を含めた多角的な観点を踏まえた対応が求められることから、必要に応じて関係部門が連携して調査に取り組むこととしています。

また、海外取引等が見込まれる場合には、国際税務専門官等の海外担当者が実地調査に同行するなど、事案を的確に解明した上で適正・公平な課税に努めています。

(3) 重点管理富裕層プロジェクトチーム（富裕層 PT）の設置（上記Ⅲ 1(3) 再掲）

(4) 国外転出時課税への対応

国境を越えた人の動きに係る租税回避を防止する観点から、平成 27（2015）年 7 月 1 日以後に国外転出（国内に住所及び居所を有しないこととなること）をする一定の居住者が 1 億円以上の有価証券等を所有等している場合には、その資産の含み益に所得税が課税される制度（国外転出時課税）が創設されています。

国税庁においては、制度の周知・広報に取り組むほか、様々な資料情報を活用することにより、本制度の適用対象者を的確に把握するとともに、必要があると認められる場合には、調査等を実施するなど適正な執行に努めることとしています。

2 海外取引のある企業への対応（参考 7）

社会経済の国際化に伴い、我が国においても海外取引を行う企業が増えてきています。海外取引を行う企業は、その取引等の相手企業が国外にあり容易に取引内容等の確認ができないといった特殊性があります。その特殊性を利用して、取引金額を改ざんすることにより不正に所得金額を圧縮したり、海外子会社の出資者を偽ることにより、外国子会社合算税制の適用による課税を回避したりするなどの法人が把握されています。

また、各国の税制や租税条約の違いを利用して、グループ全体における税負担を軽減する国際的な租税回避スキームもあり、これらの海外取引企業特有の問題について、厳正に対応していく必要があります。

このため、国税庁では、海外取引企業への取組を重点課題として掲げ、積極的に調査を実施しています。

その結果、平成 27（2015）事務年度においては、2,308 億円の海外取引等に係る申告漏れ所得金額が把握されました。

(1) 海外取引等に関する情報の集約・分析等

海外取引について適正な課税を行うためには、諸外国の税制や商慣習等の幅広い知識が必要となります。このため、局又は署における統括国税実査官（国際担当）や国際税務専門官等の国際課税専門部署では国外送金等調書をはじめとした様々な情報を収集するとともに、単に申告内容だけでなく、諸外国の商慣習や経済情勢の変化も含めて幅広い観点から分析・検討しています。

また、税務調査で把握された問題事項は、他の企業や業界全体に潜在する税務上の問題に波及することがあります。そのため、税務調査で把握した海外取引に関する問題事項については、その手口等を集約・分析等し、関係部署間で情報を共有しています。

なお、平成 30（2018）年 9 月までに、諸外国からその国の金融機関等に保有されている日本居住者の金融口座情報の提供が開始されることとなり（上記Ⅱ 4 参照）、国税庁においては、海外にある金融資産の把握に活用することとしています。

(2) 事案の選定・調査の実施

国税庁では、集約・分析した情報を基に税務上問題となる取引を抽出し、調査が必要だと

認められる法人を的確に選定するよう努めています。

調査の実施においては、問題取引の内容に応じて機動的に国際税務専門官が支援を行うほか、関係部署に連絡をし、関係部署が連携して関係企業に対する同時調査を実施するなど、効果的な税務調査の実施に努めています。

また、調査において海外取引に係る問題を把握し、国内での確認が難しい場合には、租税条約等に基づく情報交換を活用して問題取引の実態解明を行っています。

(3) 多国籍企業の事業形態の把握・検討

近年、欧米を中心に、多国籍企業が各国の税制や租税条約の違いを利用してグループ全体の税負担を軽減している行為が世界的な問題となっており、OECD 及び G20 の BEPS プロジェクトによってその対策が講じられています。

こうした問題に対して、国税庁としては、あらゆる資料情報を収集・分析・検討するなどにより、多国籍企業のグローバルな事業展開と我が国における事業内容の把握に努めるとともに、税務調査において新たなビジネスモデル、資金の調達・運用等に係る金融取引及び事業再編等を把握した場合には、法令解釈等を担当する部署とともに税務上の問題について検討を行っています。

また、検討の結果、税務上の問題が認められた場合には、移転価格税制、外国子会社合算税制の適用等多角的な観点から検討し、適正公平な課税の実現に努めています。

なお、平成 30（2018）年 9 月までに、諸外国から多国籍企業情報の提供が開始されることとなり（上記Ⅱ 5 参照）、国税庁においては、多国籍企業の実態把握をより効率的かつ効果的に行うこととしています。

3 海外取引等のある個人の納税者への対応（参考 8）

上記 1 の富裕層以外の個人の納税者に対しても、上記 2（1）、（2）と同様の取組により、海外取引のある者や海外資産を保有する者の把握に努め、積極的に調査を実施しています。

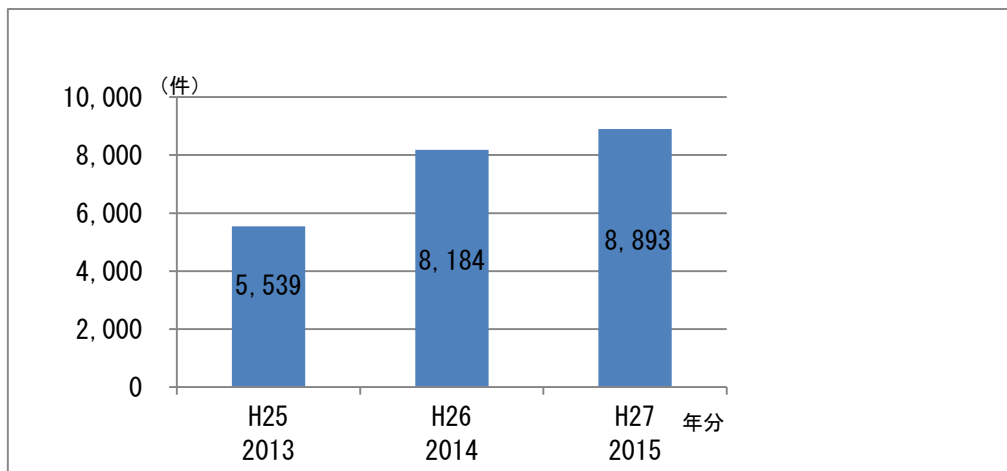
その結果、平成 27（2015）事務年度における海外取引等のある個人の納税者（富裕層を含む。）に対する調査において、所得税については 636 億円の申告漏れ所得金額^{（注）}が把握されるとともに、相続税については 47 億円の申告漏れ課税価格が把握されました。

（注）国内取引に係る申告漏れ所得金額を含む。

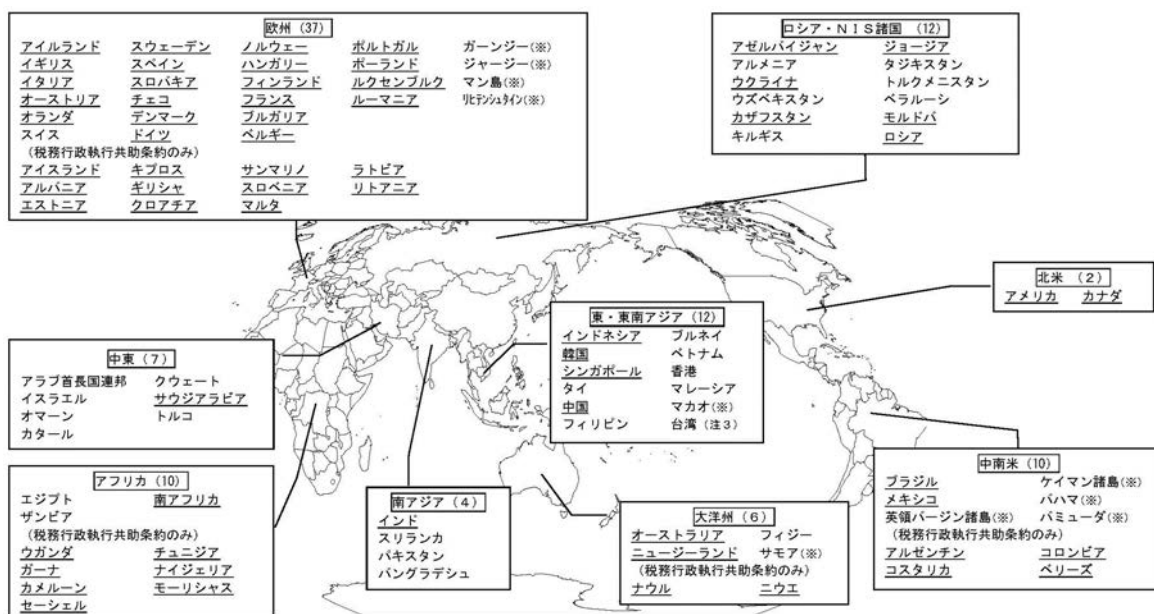
4 非居住者等への対応（参考 9）

日本に住所等を有しない非居住者及び外国法人についても、日本国内に所在する不動産を譲渡した場合など一定の場合には、日本で納税義務が発生し、税務署への申告が必要となる場合があります。国税庁としては、制度の周知・広報に取り組むほか、資料情報を収集し、申告が必要な非居住者等の把握に努め、必要な場合には租税条約等に基づく情報交換を活用して調査を行うなど、適正な課税に努めています。

(参考1) 国外財産調書提出件数



(参考2) 租税条約等のネットワーク



(注1) 税務行政執行共助条約が多数国間条約であること、及び旧ソ連・旧チェコスロバキアとの条約が複数国へ承継されていることから、条約等の数と国・地域数が一致しない。

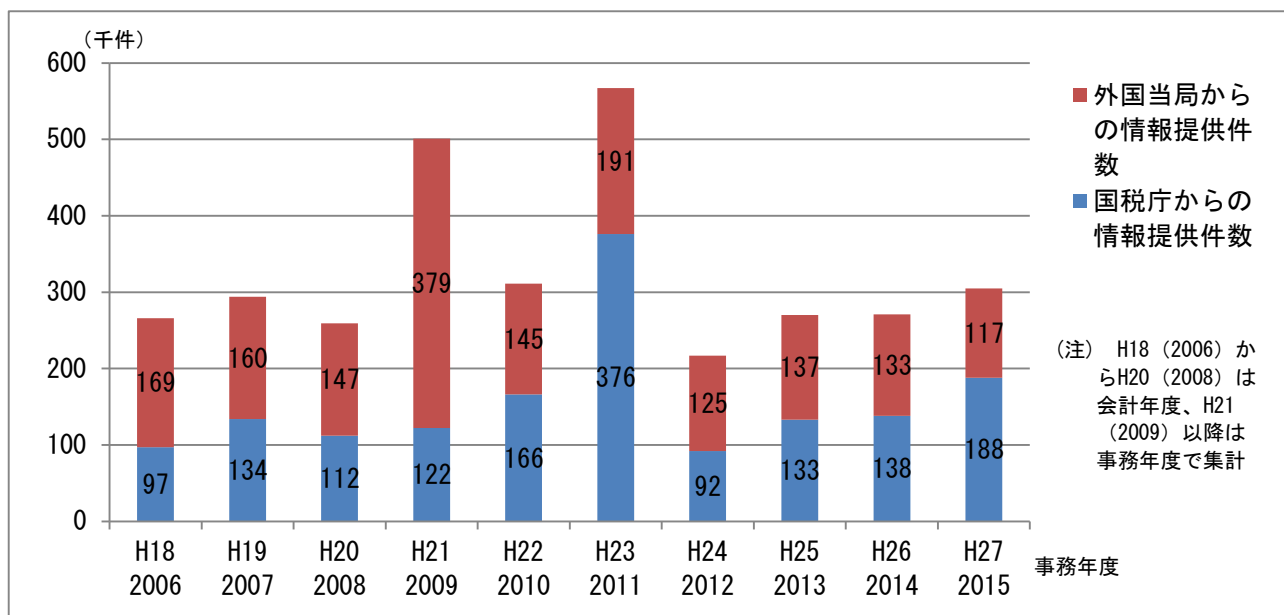
(注2) 条約等の数、国・地域数の内訳は以下のとおり。

- ・ 二重課税の回避、脱税及び租税回避等への対応を主たる内容とする条約(いわゆる租税条約) : 54本、65か国・地域
- ・ 租税に関する情報交換を主たる内容とする条約(いわゆる情報交換協定) : 10本、10か国・地域(図中、(※)で表示)
- ・ 税務行政執行共助条約(締約国は我が国を除いて全64か国(図中、国名に下線)、うち我が国と二国間条約を締結していない国は24か国)
- ・ 日台民間租税取決め : 1本、1地域

(注3) 台湾については、公益財団法人交流協会(日本側)と亜東関係協会(台湾側)との間の民間取決め及びその内容を日本国内で実施するための法令によって、全体として租税条約に相当する枠組みを構築。

【出典 : 財務省ホームページ】

(参考3) 情報交換件数



(参考4) CRSに基づく自動的情報交換の実施時期に関するコミット状況

| 平成29(2017)年までに初回交換 | | 平成30(2018)年までに初回交換 | |
|--------------------|-------------|---------------------|------------|
| アイスランド | スロベニア | アラブ首長国連邦 | チリ |
| アイルランド | セーシェル | アルバニア | ドミニカ |
| アルゼンチン | チェコ | アンティグア・バーブーダ | トルコ |
| イギリス | デンマーク | アンドラ | ナウル |
| (英) アンギラ | (D) グリーンランド | イスラエル | 日本 |
| (英) 英領バージン諸島 | (D) フェロー諸島 | インドネシア | ニュージーランド |
| (英) ガーンジー | ドイツ | ウルグアイ | パナマ |
| (英) ケイマン諸島 | トリニダード・トバゴ | オーストラリア | バヌアツ |
| (英) ジブラルタル | ニウエ | オーストリア | バハマ |
| (英) ジャージー | ノルウェー | (蘭) アルバ | バーレーン |
| (英) ターコス・カイコス諸島 | バルバドス | (蘭) セント・マーティン | ブラジル |
| (英) バミューダ | ハンガリー | ガーナ | ブルネイ |
| (英) マン島 | フィンランド | カタール | ベリーズ |
| (英) モントセラト | フランス | カナダ | マーシャル諸島 |
| イタリア | ブルガリア | クウェート | マレーシア |
| インド | ベルギー | クック諸島 | モナコ |
| エストニア | ポーランド | グレナダ | モーリシャス |
| オランダ | ポルトガル | コスタリカ | レバノン |
| (蘭) キュラソー | マルタ | サウジアラビア | ロシア |
| 韓国 | 南アフリカ | サモア | |
| キプロス | メキシコ | シンガポール | |
| ギリシャ | ラトビア | スイス | |
| クロアチア | リトアニア | セントクリストファー・ネイビス | |
| コロンビア | リヒテンシュタイン | セントビンセント及びグレナディーン諸島 | |
| サンマリノ | ルーマニア | セントルシア | |
| スウェーデン | ルクセンブルク | 中国 | |
| スペイン | | (中) 香港 | |
| スロバキア | | (中) マカオ | |
| | [54 各国・地域] | | [47 各国・地域] |

(参考5) 国税局統括国税実査官（国際担当）及び国際調査課の設置

1. 国税局統括国税実査官（国際担当）（課税部）

平成 21（2009）年 東京・大阪国税局（国際担当）

平成 22（2010）年 関東信越国税局（国際・電商担当）

平成 23（2011）年 名古屋国税局（電商・国際担当）^(注)

（注）現在の業務を開始した年度であり、ポストの設置は平成 15（2003）事務年度

2. 国税局国際調査課（調査(査察)部）

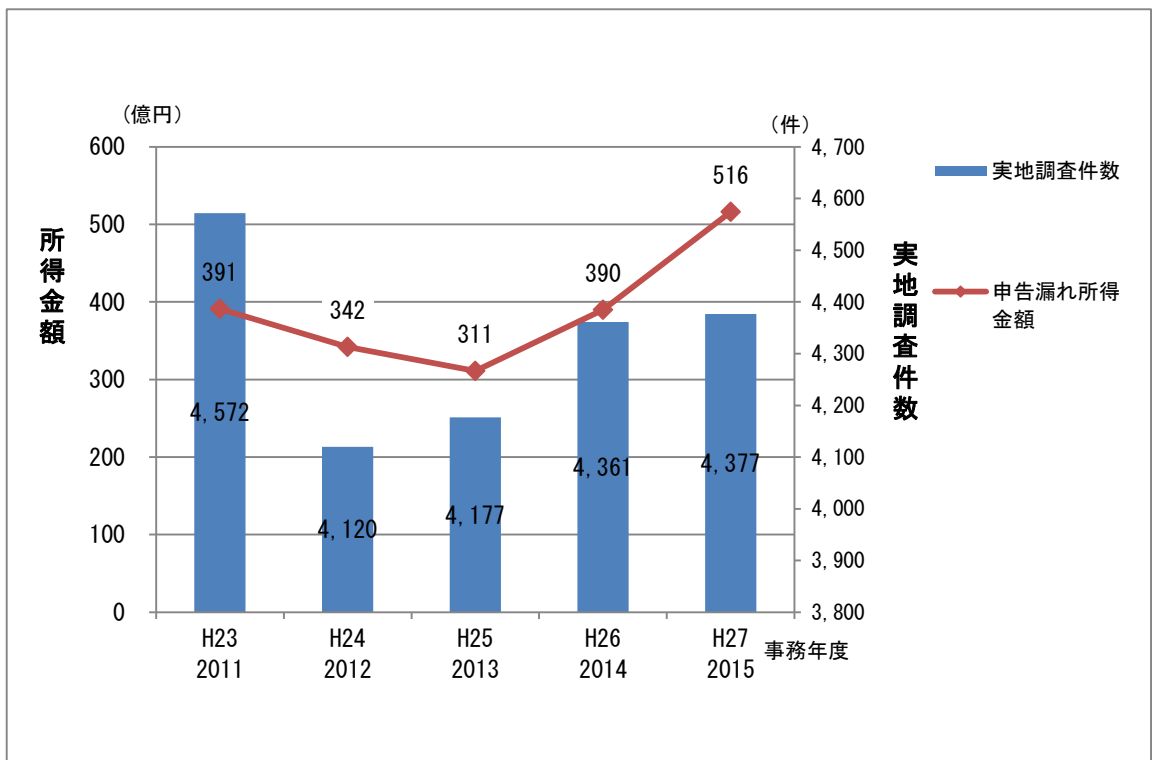
昭和 60（1985）年 東京・大阪国税局 調査第一部

昭和 62（1987）年 名古屋国税局 調査部

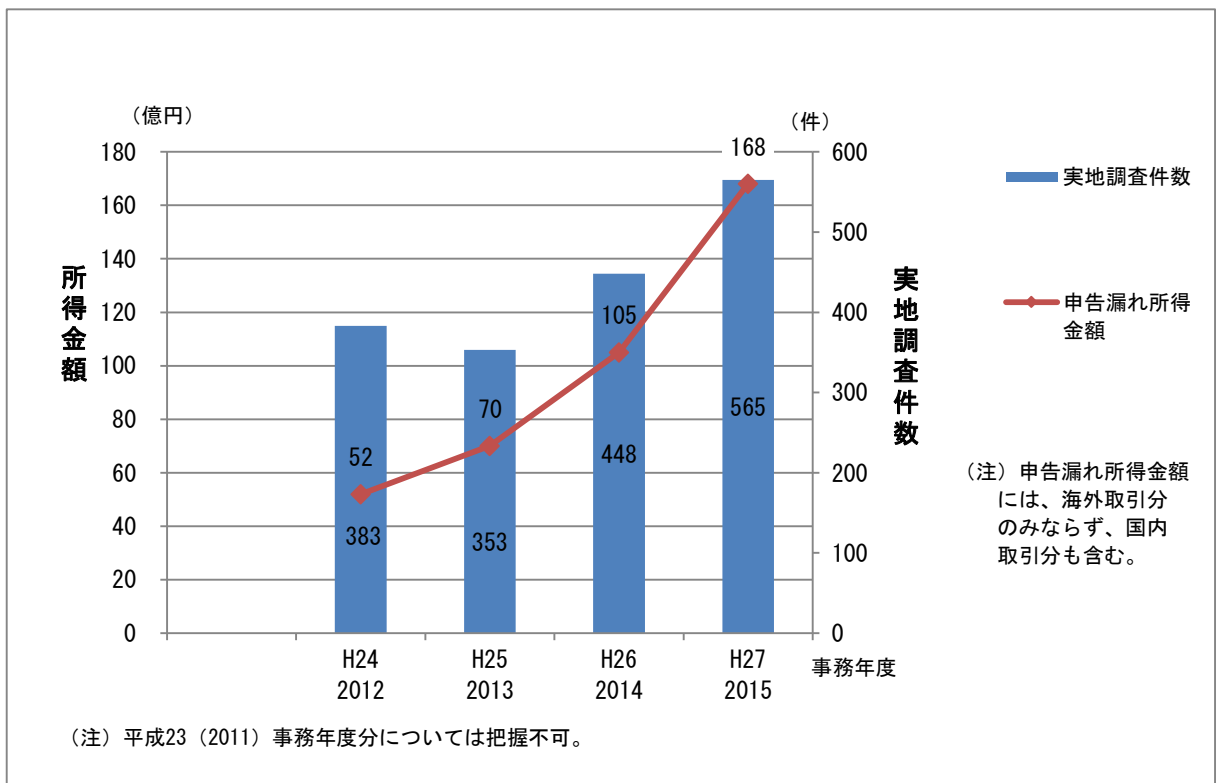
平成 8（1996）年 関東信越国税局 調査査察部

(参考6) 富裕層に係る調査事績及び調査事例

(1) 富裕層に係る調査事績



(うち、海外投資などを行っている富裕層に係る調査事績)



(2) 富裕層に係る調査事例

いわゆるタックスヘイブンでのペーパーカンパニーを介して行った取引の実態を把握

調査により、いわゆるタックスヘイブンに設立した法人を介して行った知的財産権の譲渡について、外国子会社合算税制（※）を適用し課税を行った事例。

調査対象者Aは、部内資料等から、自身が出資しX国に設立した法人Yより、本人が申告したコンサルタント以外に送金を受けていたことが把握されたことから、実態解明のために調査に着手した。

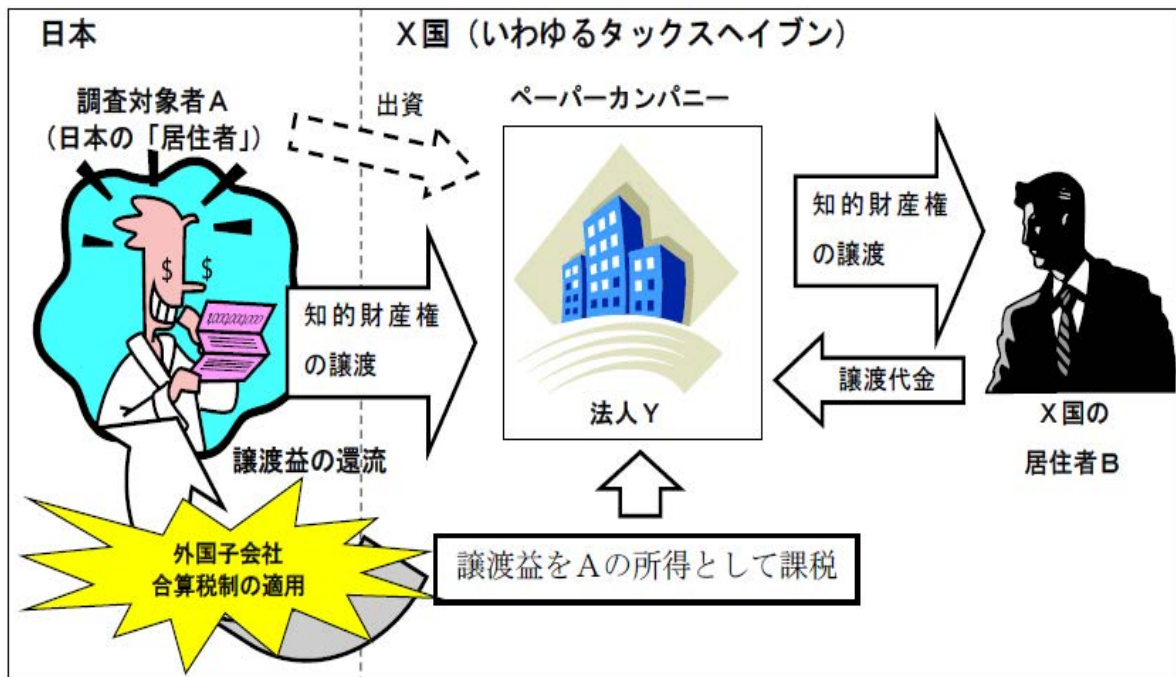
調査において、法人Yは、調査対象者Aから譲り受けた知的財産権を、X国の居住者Bに買い値の数十倍の価格で転売することにより多額の利益を得、その利益の一部を調査対象者Aに還流していた事実を把握した。

法人Yは事業実態のない法人であったため、外国子会社合算税制を適用し、ペーパーカンパニーに生じた知的財産権の譲渡益を調査対象者Aの所得として課税した。

国外財産調書の提出がなかったため、その提出を受けるとともに、その国外財産に係る過少申告加算税額を5%加重し賦課した。

※ 軽課税国等に所在する外国法人で、わが国の法人又は居住者により株式又は出資の保有を通じて支配されているとみなされる法人の留保所得を、わが国株主の持ち分に応じてその所得に合算して課税するもの（措法40の4）。

【所得税：申告漏れ所得金額 約1億3千7百万円 追徴税額（加算税込み）約5千5百万円 重加算税無】



多額の資産を有する富裕層とその親族及び関係法人の取引の全貌を把握

国外送金等調書などの資料情報や租税条約に基づく情報交換を活用するとともに、親族・関係法人を含め一体的に調査を実施し、課税を行った事例。

部内資料等を検討したところ、調査対象者Aの父が経営する破産寸前の法人が保有する優良資産をAやAの父が実質経営する法人に疎開させていること及び国外からAの親族に対して多額の送金があることを把握したが、それらが適切に申告されていないことが想定されたため、Aの親族及び関係法人を含め一体的に調査を実施した。

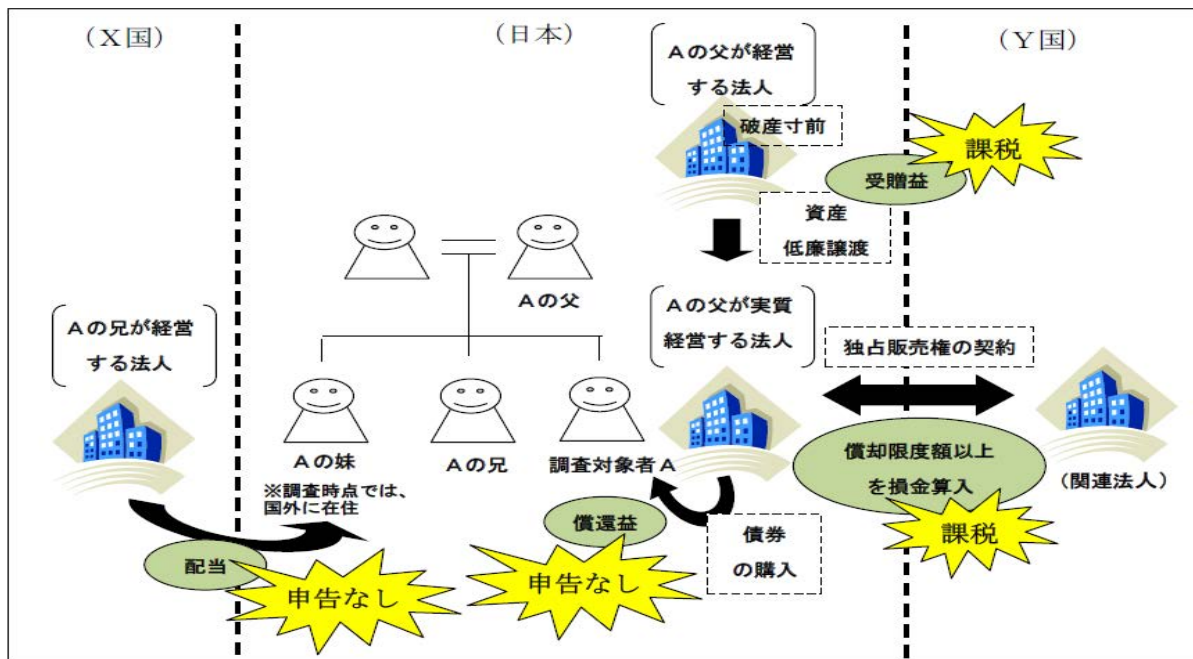
調査の結果は、以下のとおり

- ① Aについて、破産寸前の法人からAの父が実質経営する法人を経由して譲り受けた債券が償還されていたことから、その償還益について課税した。
- ② Aの父が実質経営する法人について、破産寸前の法人から譲り受けた資産の受贈益について課税するとともに、租税条約に基づく情報交換によりY国にある関連法人との契約について独占販売権（資産）であることが判明したため、損金として計上していた金額と償却限度額との差額について課税した。
- ③ Aの妹について、国外送金等調書により把握していた国外からの多額の送金は、Aの兄が経営するX国の法人からの配当の支払いであることが判明したため、当該配当について課税した。なお、Aの妹は、調査時は国外に居住していたため、納税管理人（※）を選任させ調査を実施した。

※ 納税管理人とは、国内に住所及び居所等を有しない納税者によって選任され、各種申告書の提出等、納税者がなすべき事務の処理に当たる者のことをいう。

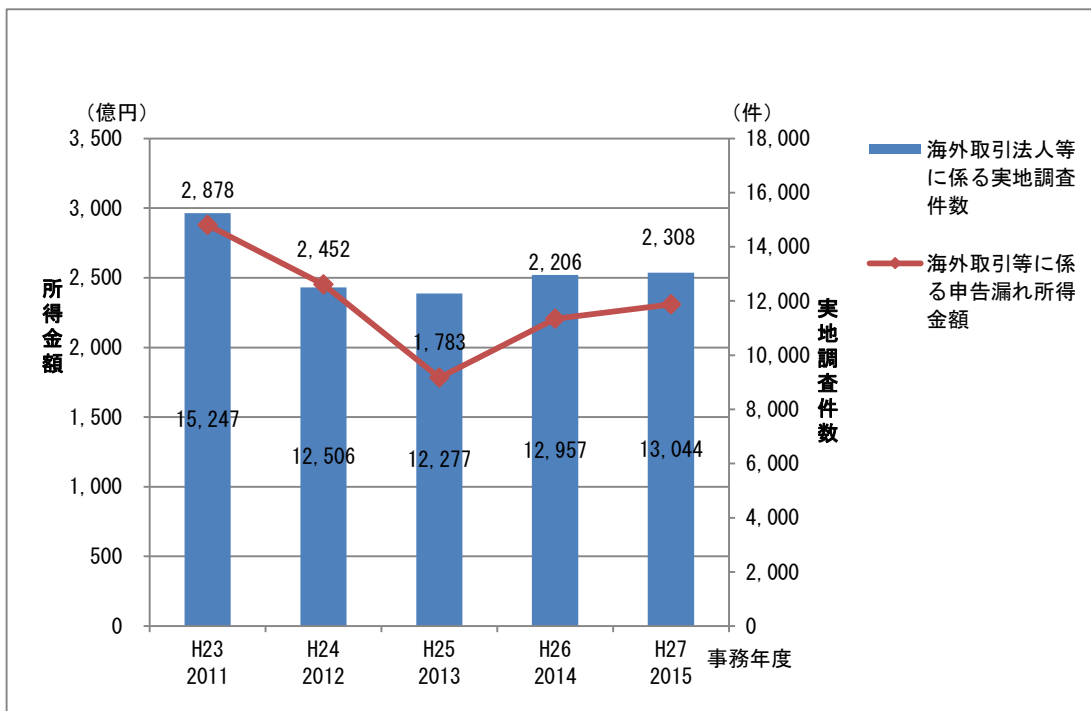
【所得税：申告漏れ所得金額 約8億7千3百万円 追徴税額（加算税込み）約3億7千5百万円 重加算税無】

【法人税：申告漏れ所得金額 約6億1千1百万円 追徴税額（加算税込み）約1億7千6百万円 重加算税無】

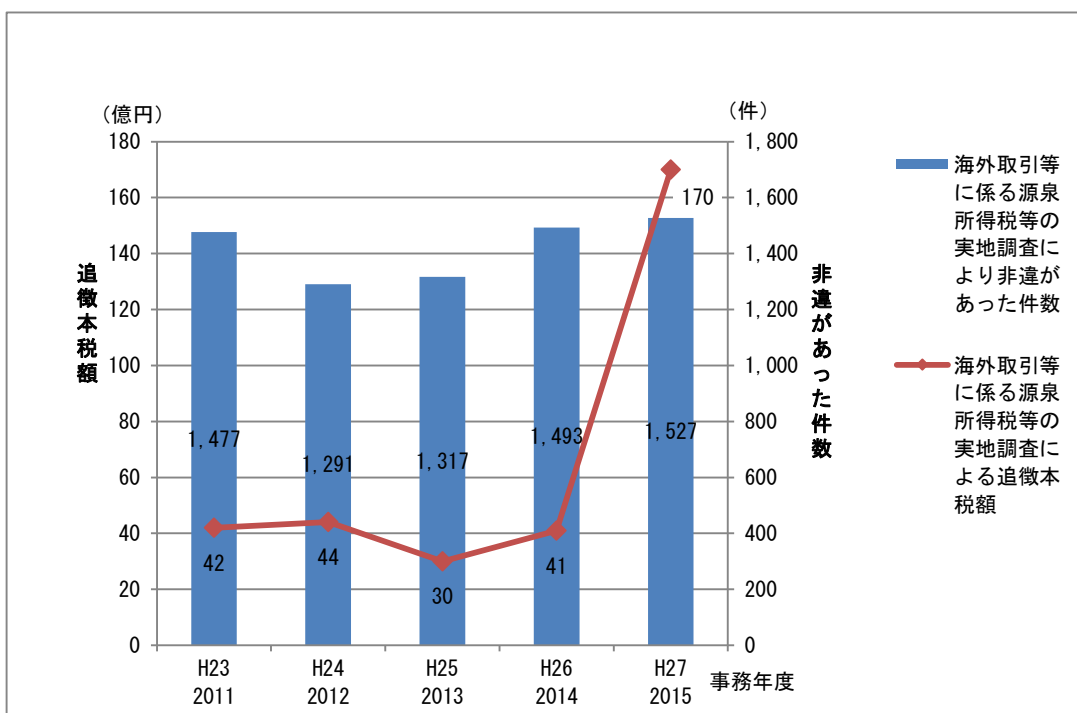


(参考7) 法人税等に係る調査事績及び調査事例

(1) 海外取引等に係る法人税調査事績



(2) 海外取引等に係る源泉所得税調査事績



(3) 海外取引等に係る法人税調査事例

海外の法人との取引の実態を把握

租税条約に基づく情報交換制度を積極的に活用し、真実の取引実態を把握した上で、課税を行った事例。

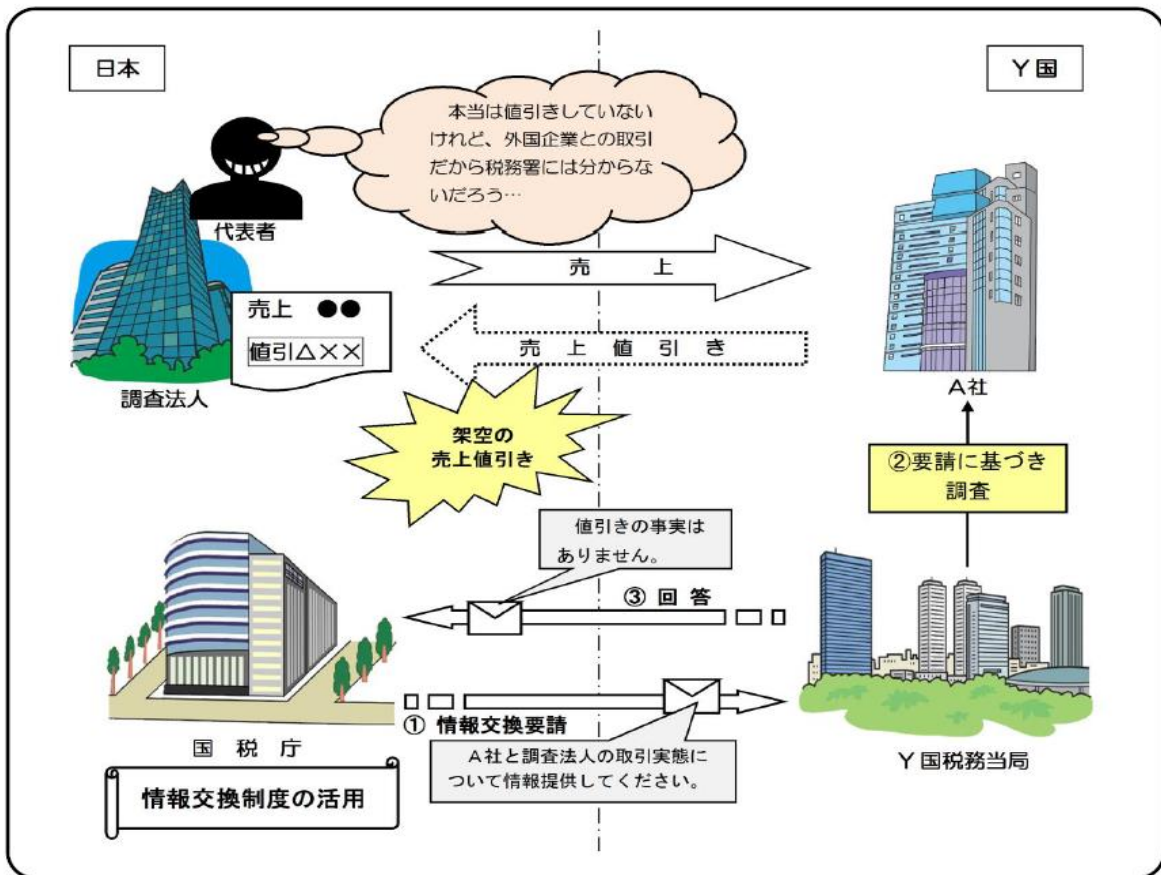
調査法人は、機械の製造及び販売を営む法人である。

調査法人は、Y国の取引先A社に対し、正規の金額で機械販売をしたにもかかわらず、納品した機械に欠陥があり、売上値引きをしたと偽装することにより、所得金額を圧縮していた。

調査において、売上値引き処理について不審点が見受けられたため、真実の取引実態を把握するために、Y国税務当局に対し、A社の経理処理等について租税条約に基づく情報提供の要請を行った。

Y国税務当局がA社に接触し、取引実態を確認した結果、機械の購入に関して調査法人の主張する値引きの事実はなく、調査法人が架空の売上値引きを計上していた事実を把握した。

【法人税：申告漏れ所得金額 1千1百万円、追徴税額（加算税込み）3百万円 重加算税有】



いわゆるタックスヘイブンに他人名義で設立した法人の実態を把握

調査により、いわゆるタックスヘイブンにおいて、調査法人が実質出資者である子会社の所得を把握したことから、外国子会社合算税制を適用して課税を行った事例。

調査法人は、企業経営に関するコンサルティング業務を行う法人である。

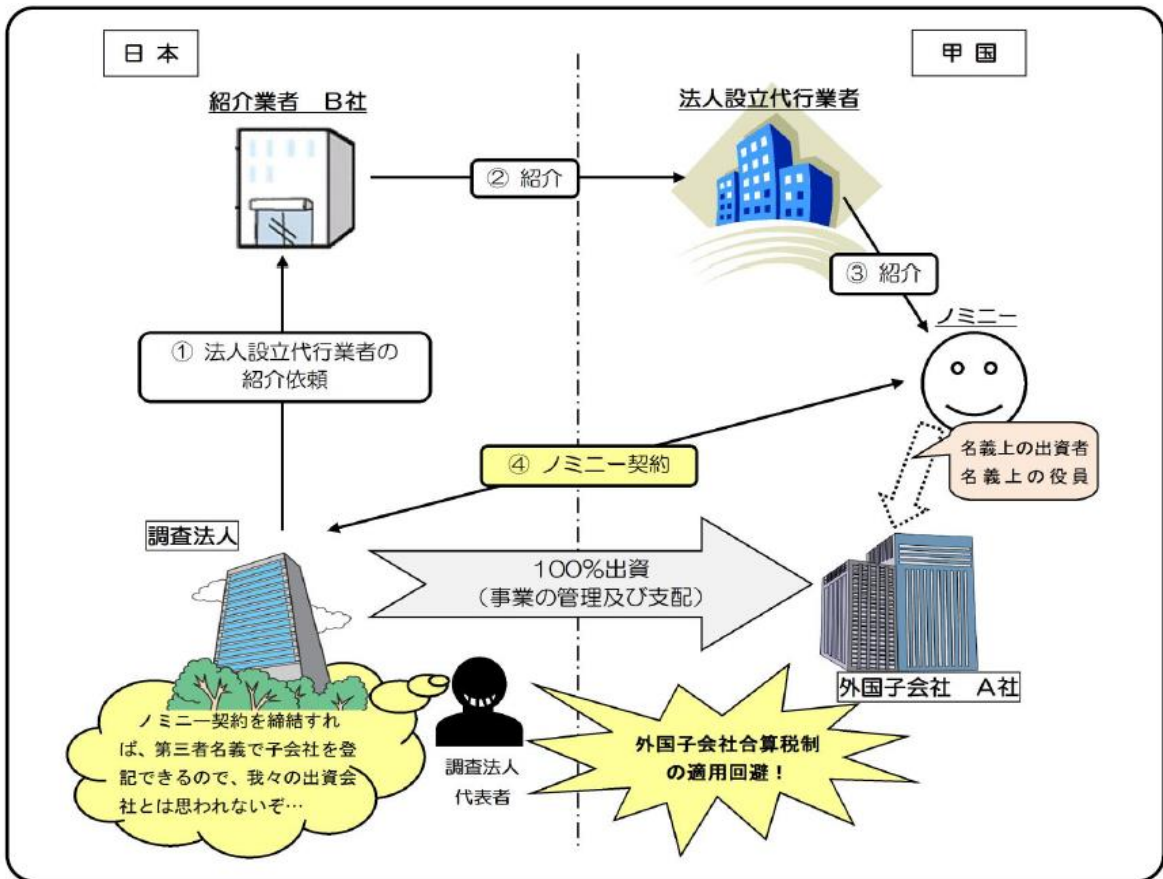
調査法人は、ノミニー制度（法人の役員や出資者を第三者名義で登記できる制度）を利用して、いわゆるタックスヘイブンにA社を設立しているが、A社の登記上、調査法人との関連が記載されていないことを利用し、外国子会社合算税制の適用を逃れていた。

調査において、甲国の法人設立代行業者を紹介する国内法人B社への支払、ノミニー契約書及びA社の収支データを把握したため、B社への反面調査を実施したところ、A社の実質出資者は調査法人であり、調査法人は、特定外国子会社等に係る課税対象金額を加算する必要があることを認識していたにもかかわらず、所得金額から除外していた事実が判明した。

※ ノミニー制度とは、法人の役員や株主を第三者名義で登記できる制度で、実際のオーナーのプライバシー保護を目的とした制度であり、オフショア地域を中心とした諸外国で採用されている。

なお、名義上の株主及び役員をノミニーという。

【法人税：申告漏れ所得金額 5千5百万円、追徴税額（加算税込み）1千7百万円 重加算税有】



(4) 海外取引等に係る源泉所得税調査事例

租税条約の届出書と異なる取引実態を把握

調査により、租税条約の届出書と異なる取引実態を把握し、租税条約の免税適用を受けていた工業所有権の使用料の支払について、源泉所得税の課税を行った事例。

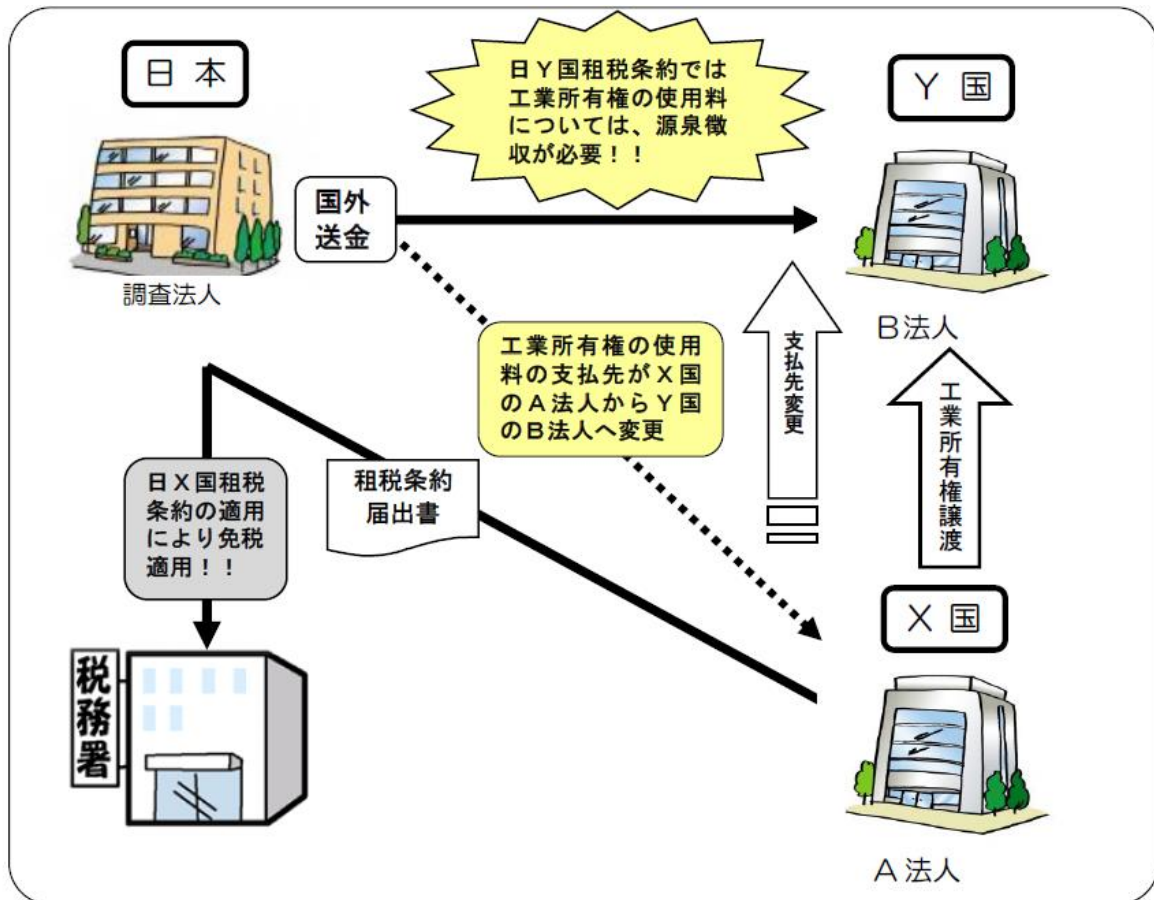
調査法人は、家具・装備品の製造及び販売を営む法人である。

調査法人は、多額の国外送金が認められることから、その支払の取引実態を確認するため調査を行った。

調査において、X国に所在するA法人に支払った工業所有権の使用料について租税条約の届出書を提出し免税適用を受けていたが、当該工業所有権がA法人からY国に所在するB法人に譲渡され、支払先がA法人からB法人に変更されている事実を把握した。

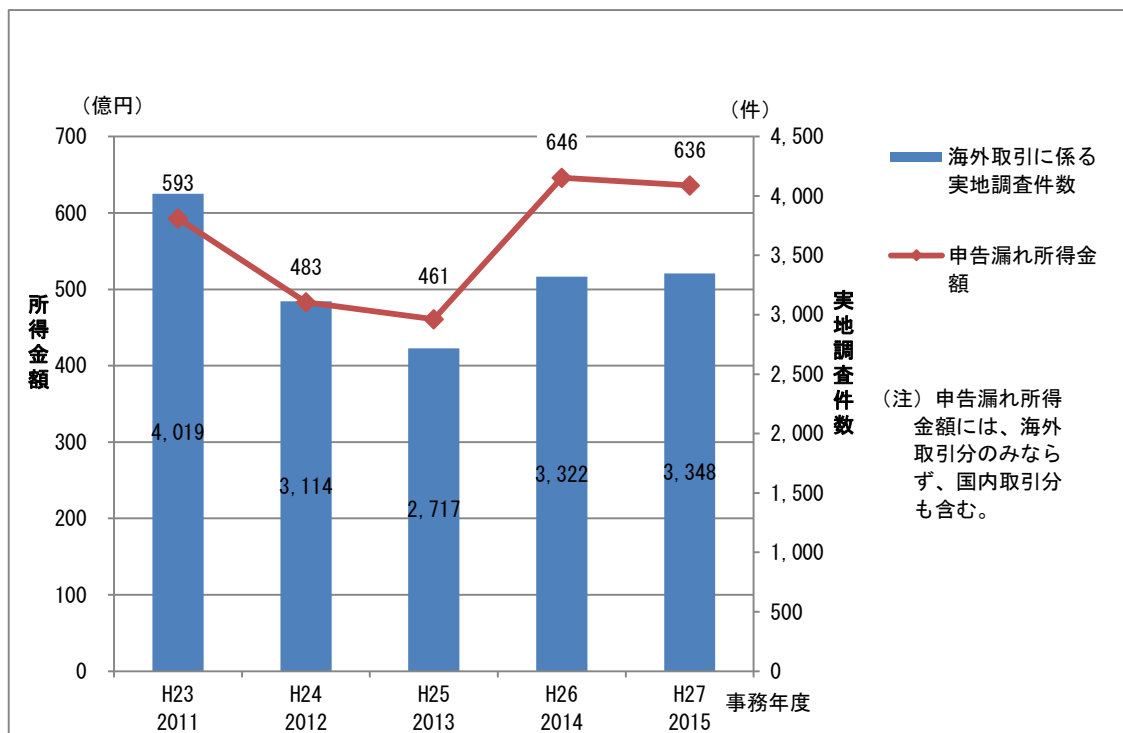
日本とY国の租税条約では使用料の免税適用はないため、B法人への使用料の支払に係る源泉所得税を追徴課税した。

【源泉所得税：課税漏れ支払金額 約5千5百万円 追徴税額（加算税込み）約6百万円 重加算税無】

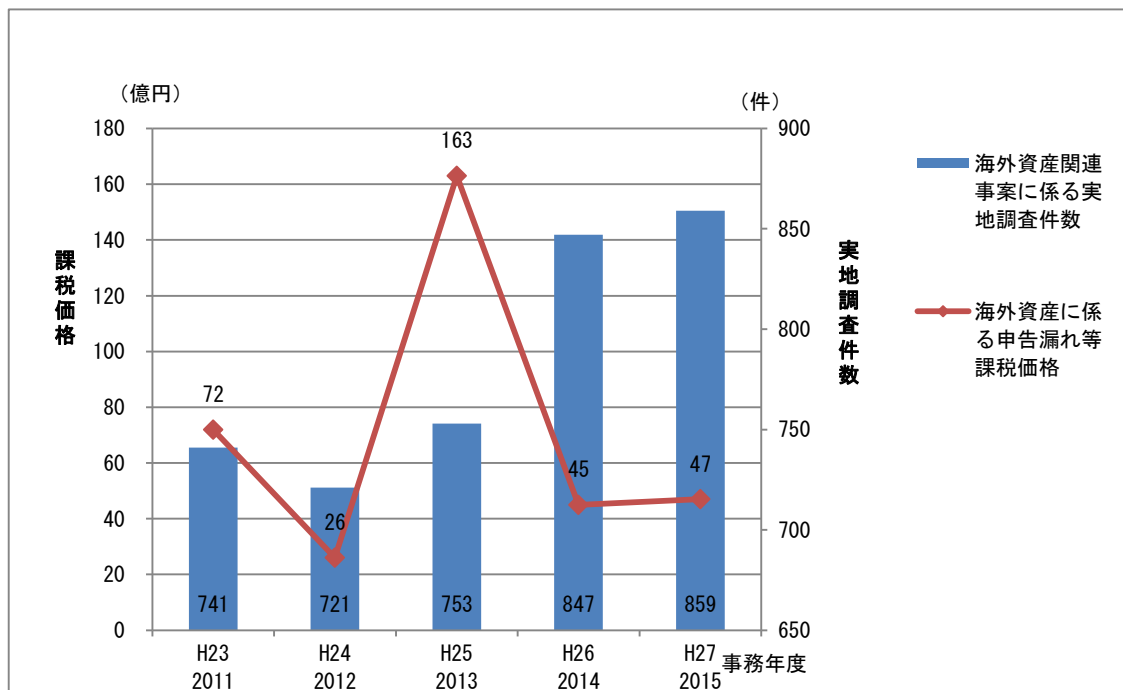


(参考8) 所得税及び相続税に係る調査事績及び調査事例

(1) 海外取引を行っている者に係る所得税調査事績



(2) 海外資産関連事案^(注)に係る相続税調査事績



(注) 海外資産関連事案とは、①相続又は遺贈により取得した財産のうちに海外資産が存するもの、②相続人、受遺者又は被相続人が日本国外に居住する者であるもの、③海外資産等に関する資料情報があるもの、④外資系金融機関との取引のあるもの等のいずれかに該当する事案をいいます。

(3) 海外取引に係る所得税調査事例

意図的な国外財産調書未提出者の海外資産を把握

海外の株式譲渡に係る受贈益を意図的に逃れるために、国外財産調書を提出していなかった事例。

調査対象者Aは、複数のマンションを保有し、不動産賃貸を行っている傍ら、国外送金等調書などから海外で資産運用を行っていると思定されたことから、詳細を解明すべく調査に着手した。

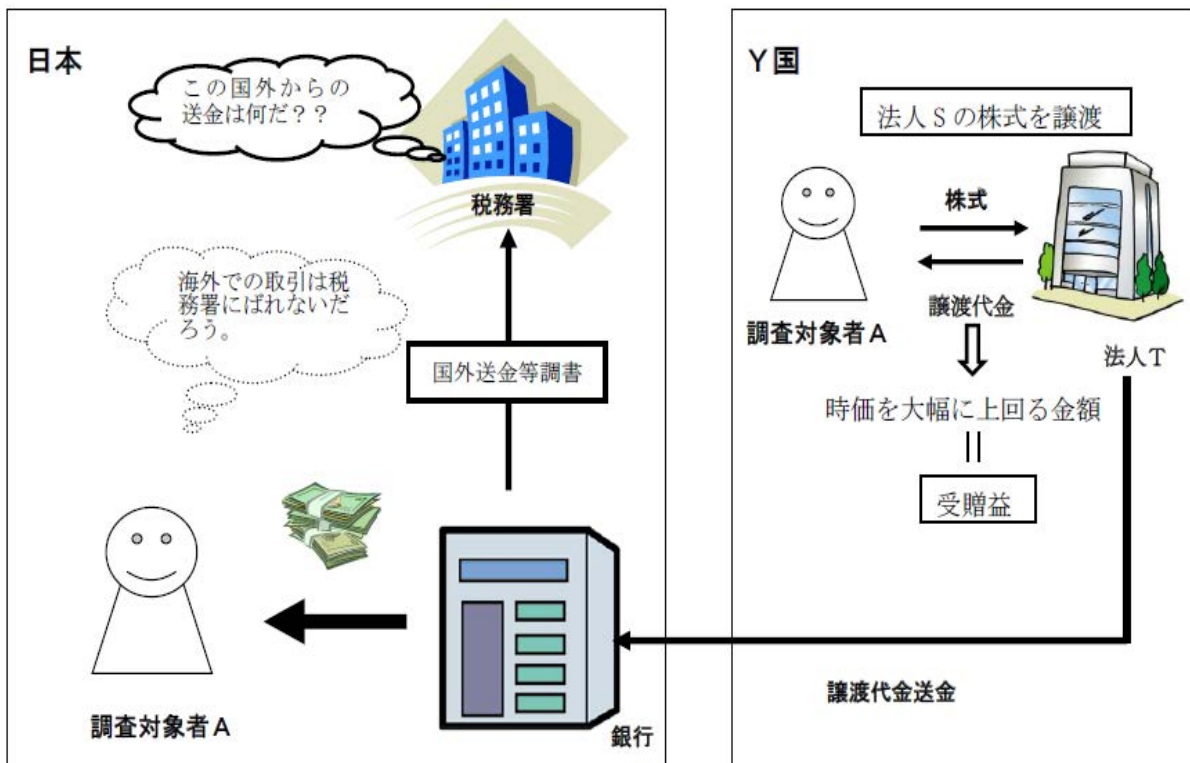
調査において、調査対象者AがY国に法人Sの株式を保有しており、その株式を親族が代表を務めるY国の法人Tに譲渡をした事実は認めたものの、赤字であるとの申し出があった。

法人Tから受け取った法人Sの株式の譲渡価格は、法人Sの財務諸表（会社の純資産額）から評価した法人Sの株式の時価を大幅に上回るものであり、法人Tから調査対象者Aに対して受贈益が発生していると認められたため課税した。

また、課税を免れるため、税理士に対し虚偽の答弁をするなどし、株式の保有の事実を隠ぺいしていたことから、重加算税を賦課した。

なお、国外財産調書を提出していなかったため、調査において国外財産調書の提出を求め、提出があった。

【所得税：申告漏れ所得金額 約6千1百万円 追徴税額（加算税込み）約3千5百万円 重加算税有】



(4) 海外資産関連事案に係る相続税調査事例

相続財産から除外していた海外預金を把握

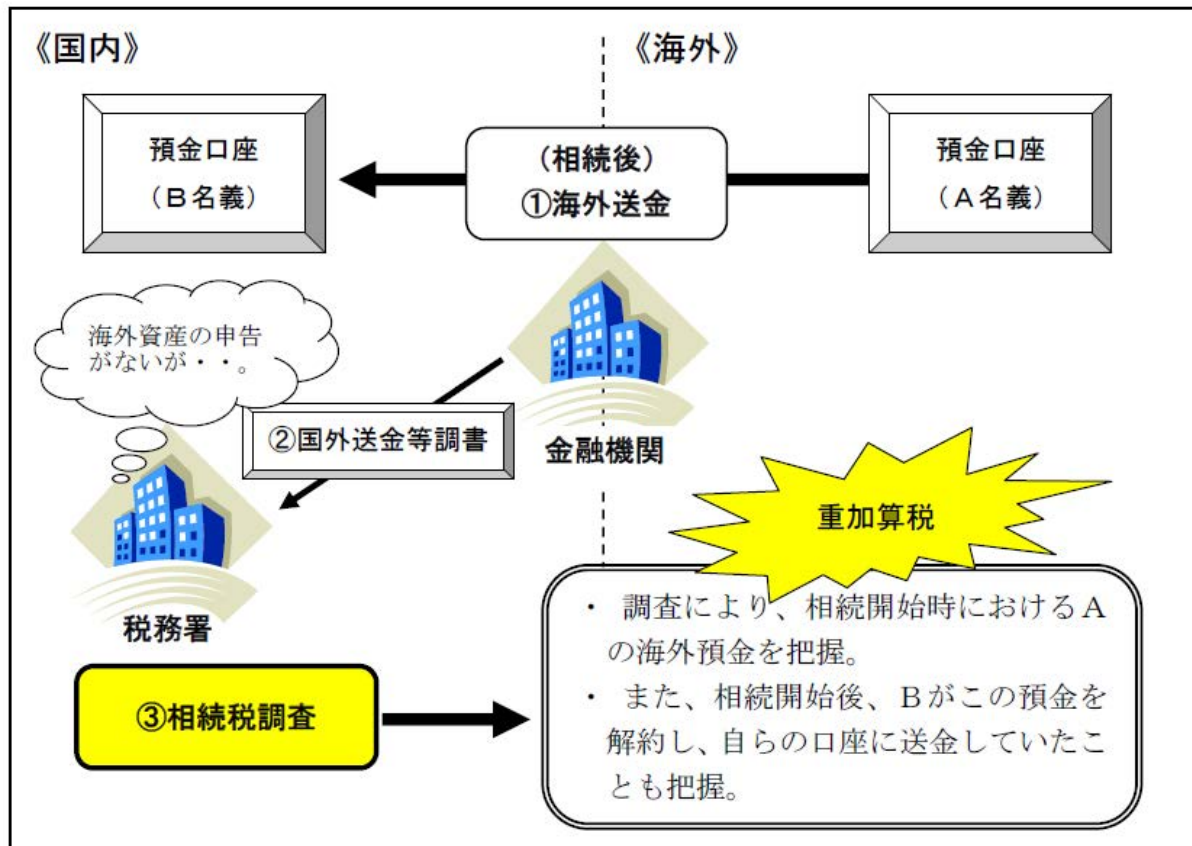
被相続人Aは、相続開始日現在において、海外の金融機関に預金を保有していたが、相続人Bは相続税の申告に当たり、当該海外預金を除外して申告を行っていた事例。

被相続人Aについては相続税の申告が行われていたが、国外送金等調書から海外資産の申告漏れが想定されたため、調査を行った。

当初、相続人Bは、相続財産の中に海外資産はないと回答していたが、国外送金等調書などを基に調査を進めたところ、①相続開始日現在において、A名義の海外預金が存在していたことや、②相続開始後、Bが当該海外預金の残高を自らの口座に送金していた事実を把握した。

Bは、当該海外預金が相続財産であることを認識していたが、海外預金は税務署に把握されないと考え、他の相続人や税理士にも告げず、相続財産から除外して申告していたことから重加算税を賦課した。

【相続税：申告漏れ課税価格 約1千9百万円 追徴税額（加算税込み）約3百万円 重加算税有】



(参考9) 非居住者に係る所得税調査事例

非居住者の国内不動産の譲渡所得を把握

租税条約に基づく情報交換制度を積極的に活用し、非居住者Aが国内不動産の譲渡で得た所得について課税を行った事例。

日本国内の不動産を譲渡したことにより、所得が生じた場合、非居住者であっても、日本において確定申告をする必要があるところ、非居住者A（X国の居住者）については、不動産の移転登記資料から当該所得を得ていることが想定されたが、日本において申告をしていなかった。

このため、X国税務当局に対し、非居住者Aについて、租税条約に基づく情報提供を要請し、調査を進めた結果、非居住者Aは、日本国内の不動産をY国の居住者Bに譲渡しており、その譲渡により所得を得ているにもかかわらず、その申告をしていない事実を把握した。

【所得税：申告漏れ所得金額 約1千万円 追徴税額(加算税込み) 約1百万円 重加算税無】

